

入管と縁を切りたい!

——日本国籍確認の斗い——



金鐘甲さんの裁判をすすめる会
会 報 No 3

目

次

私の経歴(金鐘甲さんの話のきき書きと補足)	1
4・8口頭弁論傍聴記	山 田 一 男 9
国側第一準備書面	11
在日韓国・朝鮮人の参政権運動Ⅱ	崔昌華(チョエ・チャンホア) 14
関東一東京に運動の拡大を！	関東支援グループ 24
金鐘甲さんの裁判をすすめる会の活動	U・X 26
「全九州報告交流会」に参加して	金鐘甲さんの裁判をすすめる会 28
剥奪された国籍	崔昌華(チョエ・チャンホア) 30
新 聞 資 料	42
編 集 後 記	44

私の経歴（一九五三—一九七七）

— 準備書面として提出 —

金鐘甲さんの話のきき書きと補足

一、大村収容所での生活

（第二準備書面として提出）

今回は大村収容所について述べます。

日本人社会において、その内容はおろか、その存在さえ知られていない大村収容所こそ、日本において私達
在日朝鮮人が如何なる法的状態におかれてゐるかを
つきりと示すものであり、国籍の問題に深く関係して
ゐる在日朝鮮人の日本における定住が如何なるもので
あるかを象徴的に示すものといえます。それ故に、私
は自分が大村収容所で経験した約五年間の出来事を、
ここに詳しく述べたいと思います。

一九五三年十一月、刑期を終えて出所すると、仙台
刑務所の玄関に入関の係官四—五人が待っていました。
彼等は、在日朝鮮人は外国人であり、一年以上の実刑
を受けた場合退去強制になるように新しい法律できま
つてゐるので、強制送還するために大村収容所に収容
すると言つて、私に手錠をかけて大村収容所に護送し
ました。

収容所では私は一棟に収容されました。収容所は全
部で五棟あり、その他に独房と病棟がありました。各
棟は各々三メートル位ある金網で隔離されており、肉
親・夫婦といえどもバラバラに収容されることもあり
棟が違えばお互い会うことさえ自由にできませんでし
た。それで、私の体験したことは主に一棟のことに限
られており、他の棟や収容所全体で何が起つたか、ど
うであつたかはほとんど知り得ない状態でした。その
上、収容所当局は棟外の情報はできるだけ与えないよ
うにしておきましたから、その意味では私の経験は限ら
れていますが、後に収容所を出所して聞いた話では他
の棟でもほぼ同じであつたようです。

一棟は約二十室位からなっており、各部屋には十人
位入つていて、男女は部屋別に収容されておりました。
私のいた棟では一階は自力入国者、二階は刑罰法令違
反者、即ち私のように日本国に定住してゐながら日本
国籍を強制剥奪された者で一年以上の実刑を受けた者
が収容されておりました。入所当時は、この棟の中と棟
の外にはりめぐらされた金網で囲われた狭い空間の中

で三十三才の働き盛りの私が五年間も無為に過ごさなければならぬなどとは想像もできませんでした。

朝七時に起き、夜十時に消灯。朝と夜の点呼とあとは三度の食事だけで、娯楽設備といっても棟の警備室から流れてくるラジオぐらいのもので、職業を生かしたり、訓練する場所もなく、一日をとにかく日なたぼっこして、しらみをとつて過す以外には方法がありませんでした。子供達もいましたが、子供に対する教育などももちろん行なわれませんでした。収容所当局はここを強制送還のための一時的給待ち所として位置づけていたわけですから、何も期待できるはずはありませんでした。しかし、その一時的給待ち所に私は実に五年間入れられていたのです。

せいぜい、絵が上手な者で自家製の花札を作つて楽しむ者がいました。なかにはどぶろくをつくつてみつかつた者もありました。一年に一度位大講堂で演芸会があつたことを覚えていますが、棟間の催し物は、当局に対する闘争の謀議の場になるとのことで妨げられていました。棟内でも一、二度自分達で演芸会をしたことがありました。

食事はほとんど麦飯で量が少なく、最初はおなかですきましたが、やがて慣れてしまいました。おかずも刑務所よりも粗末でしたが、ニンニクと唐がらしはよくでていました。その上、刑務所では運動時間があつ

たので刑務所の方がまだよいなあと感じていました。衣類・日用品は私物使用であり、当局から衣類などをもらったことはありませんが、毛布四、五枚とゴザ、それに夏は蚊帳を貸してくれました。歯ブラシとトイレ用のちり紙はくれたように思います。入所時、私は一万円位持っていました。散髪などの技能をもつものはそれを生かして棟内で金を得ることは許可されていました。このような限られた技能を持たない大部分の人は長期の収容生活で、日用品と不十分な食事を補う金がなくて非常に困っていました。一時期、希望者にはムシロ編作業を許可していたので、私も金がないのでこの作業に参加し、一日にムシロ一枚を編んで八円位もらつたことを覚えていますが、やがてこの作業も中止となりました。冬もとくに暖房設備はなかつたように思います。病人は多く、集団赤痢も発生したと聞きますが、棟がちがつたため私は気付きませんでした。収容所内では充分な医療設備もなく、医療内容の改善の要求は当局に対する闘争の中で一項目として掲げられていました。自治会の中にも保健係がおかれていました。自治会というのは、被収容者が棟内の運営をできるだけ自主運営するためにつくつたもので、選挙で「委員長」や「総務」などの役員を選んでいました。もちろん、「自治」といっても当局の警備

員が各棟に常時二、三人監視している中で、まったく限られた範囲のことでした。入所の初期頃は腕力の強い者が棟内でいばっていた時期もありましたが、彼等が送還された後は自治会役員も人望のある人達が選ばれていました。自治会では金を各自が出しあつて作った「売店」を運営していました。「売店」といっても品物をならべた商店のようなものではなく、被收容者の中から注文のあつた品物を当局と交渉して購入し、それを売るといったものです。取扱品も当局のきびしい制限下であり、煙草が私達にとっては主たるものでした。金を持つてゐる者は売店を通じて食物や煙草を購入しましたが、金のない者は週二回收容所がパン二ヶをくれるので、それを煙草四本と交換したりしていました。売店はその交換で一円か二円をもうけていました。劣悪な生活環境におかれている中で、衣類・日用品は私物使用でした。自治会には「保安係」という役もありましたが、時には泥棒事件もありました。收容所内は外部と隔離された場所でした。收容所外からの面会も四親頭内の親族と保証人などに限られており、棟間の相互面接も制限されていました。手紙ももちろん検閲されました。私も一度、代筆で父の兄弟の一番上の伯父に手紙を書きましたが、伯父はすでに死んでいて父や家族の消息はつかめませんでした。棟では普通朝鮮語が使われていましたが、日本語しかわからな

い人もいて日本語も使われていました。初期の頃はアメリカ人や中国人もいたらしいですが、私のいた棟にはいなかったし、後に横浜收容所ができてからは朝鮮人だけとなりました。

一九五〇年出入国管理令がつくられ、同年十二月、「大村入国者收容所」がつくられました。韓国への強制送還はサンフランシスコ条約締結前の一九五〇年十二月より開始され、私が大村收容所に收容される前に七次、三千七百人程が強制送還されたと聞いています。サンフランシスコ条約発効後の一九五二年五月、八次送還が実施されましたが、韓国政府は「不法入国者以外は終戦前から日本に居住していたものであり、その法的地位は日韓会談によつて決定されることになっている。」と主張して、該当者一二五名の受け取りを拒否して「逆送還」してきたので、それ以後は「刑罰法令違反者」の送還はできなくなり、自力入国者だけの送還が続きました。このような事情で私が收容された頃は「刑罰法令違反者」は收容所から日本国内に出所もさせてもらえず、そこでやむなく韓国に送還してくれといつても、それもできない状態で、長期收容者が増え続け、みんな收容所から日本国内へ早く解放されることを望んでいました。そこで、日本国は先に韓国より「逆送還」されてきたものの内七十七名を「不法入国者」として韓国に送還し、これが発覚して、一九

五四年九月には韓国は全面的に受け取りを拒否し、自力入国者の送還も行なわれなくなりました。このため収容所には収容能力千名をはるかにこえる多数の人が長期収容されていました。私もいつ出られるか目途もたえず、刑期満了のある刑務所の方がまだよいなあと思っていました。私も日本国内に出してくれないのなら、せめて朝鮮へでもよいから、早く収容所を出してほしいと当局に言ったこともありましたが、他の棟では即時釈放の要求をかかけての闘争も激しかったようですが、私の棟での具体的なことはあまり記憶に残っていません。ただ、私の棟では自力入国者の人達が棟の建物の下に脱走のためのトンネルを掘って、あと一歩のところまで発覚して失敗した事件があったのだけは覚えています。他の棟でも逃亡の試みはいくつかあったと聞いていますが、収容所の外壁は高さ四〇五メートルのコンクリートの屏で囲まれており、四隅には望楼があり、逃亡などとても無理な話でした。自由を奪われた収容所での生活はそれ自体耐え難いものでしたが生活の条件も劣悪で、待遇改善を要求する声は絶えずあり、各棟で当局に対するいろんな闘争が組まれました。私の記憶には四〇五日続いた断食闘争のことが一番残っています。第三棟の人達が中心になって、棟全体で断食を行ないました。私たちの棟では断食は行なわなかったものの、運動場で集会をもったりしました。

要求はもう記憶に残っていませんが、広場で運動をさせよとか、面会の自由などを要求した項目があったように思います。当局は一方では「待遇は改善する」といつてなだめながら、他方では全九州から警察官を動員して、断食をしていた人に強制的に点滴をしたり、主だった人を独房に入れたりして、力で弾圧しました。この闘争でも待遇は以前とほとんど変わりませんでした。一般に収容所の警備は厳重を極め、警備官はピストルを携帯していたし、何かの際には外部から警察なども多数動員しました。私のいた棟は比較のおもてだった動きの少なかった方なのか、今では他の闘争の記憶は少ないのですが、あとで聞いたところでは、他の棟では当局とのいろんな闘争がくりかえされたようです。被収容者は同じ朝鮮といってもやはりいろんな境遇や立場の人もあり様ではなく、他の棟では被収容者相互のトラブルも時にはあったと聞いていますが、私のいた棟ではそのような記憶はほとんどありません。朝鮮戦争も始った後であり、南北の問題など政治的意見の違いなどあったと思いますが、そのような話題はできるだけ避けようとする傾向がありましたし、それに朝鮮は一つだという考えが私の中でも、おそらく他の人の頭の中でも強かったもので、南北問題での対立の記憶はあまりありません。また、私の棟では一階は自力入国者、二階は刑罰法令違反者がいましたが、両者の

間にいくつかの点で気持や考えの違いがありました。具体的に対立する程でもありませんでした。自治会は主として二階グループが中心メンバーを構成していたように思います。自力入国者の中には女性も多く、中には収容所で妊娠する人もいました。特に男女間のトラブルはなかったように思います。自力入国者の中に金泉（キムチョン）郡から日本に妻を探しに来ていた人がいましたが、面（日本の町に相当する）がなかった。私の家族の消息は何も聞き出すことはできませんでした。また自力入国者の人で「韓国へ送還されると殺される」と言って「送還させないでくれ」と同じ棟の者に訴えた人もいましたが、結局当局によって無理矢理に強制送還されてしまいました。このような例で、他の棟では送還を拒否して自殺した人もいると聞いています。被収容者の中には、当局と通じたスパイもいて、彼らは当局から酒などをもらっていました。とにかく私は早くこの収容所から出たいという思いでいっぱいでした。一九五七年十二月三十一日、日韓政府間に抑留者相互釈放及び会談の全面的再開のための交渉が妥結し、翌年一月から二月にかけて刑罰法令違反者四七四名の仮釈放および自力入国者の送還が開始されました。私は最初住み慣れた宮城県に帰りたいと主張しましたが、身元引受人がいらないという理由で断られました。その次の時に、先に出所した人が

門司市白木崎の朝鮮人李乙熊（イ・ウルウン）さんを引受人にして出所するようにはからってくれた結果、大村収容所を出ることができました。はつきりした記憶はないのですが一九五八年ではないかと思っています。

こまごまとした大村収容所での体験を述べてきましたが、今思ってもこの五年間の強制収容生活が私の働き盛りで実の多かるべき時代を無惨にも踏みつぶしたのみでなく、私の人間性を奪ったことに怒りを禁じ得ません。私は自分の体験上、大村収容所こそ私達在日本朝鮮人の日本における定住を脅やかす喉元につきつけられた刃であり、民族差別のための強制収容所であり、まさに人間性を無惨に破壊する現代のアウシュヴィッツだと言わざるを得ないのです。

二、大村を出てから

（第三準備書面として提出）

前二回の書面で述べましたように、私は自分の意志に反して、日本国によって日本列島につれてこられた。戦後はこれも日本国の都合によって日本国籍を剥奪され、朝鮮へ強制送還するために大村収容所に収容されました。一九五八年頃やっと大村収容所を出されました。今回はその後日本国籍を剥奪された私が日本においてどのようにきびしく不安定な生活を送ったかを述べたいと思います。

私の記憶では正確な日時を思い出すことができないのが残念です。これは私が日本語も朝鮮語も読み書きについて学ぶことができなかったため記録していないことに加えて、私の若い人生の爽り多かるべき時代を強制労働、強制収容によって時間の観念を奪われた生活を送ったためだと思います。

私が大村収容所を出され北九州市門司区（当時の門司市）に来たのは一九五八年頃ではなかったかと思えます。白木崎の이을음・李乙熊（イ・ウルウン）さんの飯場に住みついて沖仲仕や土方仕事をするようになりしました。当時その飯場には十五名位住みついており私のように大村収容所を出てやって来た者も七、八人いたと思います。仕事は主として沖仲仕の仕事で、東海運のもとで石炭や鉄鉱石のあげおろしを行ないました。一日五、六百円のかせぎだったと思います。沖仲仕の仕事がない時は土方に行き、黒川のトンネル掘りや市内の井戸掘りに出かけました。仕事はとても危険なもので、今考えるとよくもあんな仕事をしたもんだと思います。それでも一日四、五百円のかせぎにしかなりません。その上、仕事はいつもあるわけではなく、三日あると四日なしといった状態でした。朝鎮西橋の公園で仕事をもってくる人をむなく待ち続けることも度々でした。飯場賃は三食付で一日二百円で、飯場賃を払うのがやっとでした。仕事をさがして

も朝鮮人ということでも職もなく、特別の技術を身につけるひまのなかった私のような者に残されたことは、力仕事だけでした。職が少ないため同僚達は職を求めて大阪方面へ行っていました。

私は入管から居住区域の制限をつけられていたので、しかたなく門司に残りました。李（イ）さんの飯場に五、六年間いたと思いますが、しだいに飯場賃を払うのがきつくなり、飯場を出て鎮西橋に当時たくさんあったバラックの一つで、飯やどぶろくを売っていた六十才位のおばあさんのもっていたバラックに寝泊りするようになりました。それも一年位でそこあたりのバラックが不法建築ということで取り壊されてからは、朝鮮人の全（チョン）さんの経営していた関門食堂の二階に住むようになり、食事は関門食堂でするようにになりました。病院に入院するまでずっとそこに住んでいました。その頃も仕事は主に東海運のもとでの沖仲仕でした。大体日当は六百、七千円でセメントの積みおろし作業が七百円だったと記憶しています。体力に自信はありましたから、仕事は熱心に働き、いずれは正式採用になれるかなあという希望ももっていました。当時年二回東海運よりボーナスとして三千、五千円位もらっていました。

門司に来てからは沖仲仕の仕事で船で黒崎方面まで出かけた他は門司を出たことはありません。毎日の生

活に追われていて、韓国居留民団や朝鮮総連などにも加盟せず、日々生きていくことに頭の中はいっぱいでした。私は大村収容所を出てからはずっと独身でしたし、結婚する程の生活の余裕もありませんでした。もちろん、言葉も充分に通じず日本人の女性からは相手にもされませんでした。生活もその日暮して何の希望もありませんでしたので、少し金が残ることがあると酒や煙草代に使っていました。関門食堂の二階に住むようになってからは酒を飲んでけんかしたり、仕事にあぶれた時公園でわずかな金をかけてバクチをしたことを理由に警察に七〇八回留置され、五千〇一万円の罰金をうけたりしました。福岡地裁小倉支部で罰金刑を受けたことも覚えています。

門司に來てからの私の在留資格や在留期間がいかなるものであったかは、入管の書類が読めないことと、入管も私にわかるように説明してくれないことから、私の記憶でははっきりしません。国側の答弁書によれば、どうやら特別在留許可を得て大村収容所を出所したようです。最初の数年間は毎月下関入管に書類を提出したように思います。書類はいろいろと複雑で字を読めない私はそのたびに代書人に頼んで書類を作成してもらいましたが、代書人も書類が多いばかりでもうけが悪いためか、なかなか書いてくれず、いつも一〇二週間待たされました。やっとできた書類をもって市

役所に行き、さらに下関入管に出すわけです。この繁雑さのために、書類作成の頃はいつも数日は仕事を休まねばなりませんでした。その後、半年に一回位の書類提出でよくなりました。また、下関まで行かず門司港の支所に出した期間も二〇三年ありました。保証人は李（イ）さんの飯場にいたころは이을호・李乙熊さんで、全（チョン）さんの食堂の二階に住むようになってからは全（チョン）さんになってもらいました。いずれにしても、この入管への書類提出ほどこいやなことはありませんでした。手続がめんどうな上に、自分で書類が作成できないために、国側答弁書にもあるように何回も手続違反に問われ、そのたびに不法残留、入管収容、仮放免、特別在留許可などと、めまぐるしく在留資格や在留期間も変ったようですが、私には今でもこれらがいつどのようになっただのか理解できません。特に病気になるってからは、この入管への出頭は回数が多いので全く苦痛なこととなりました。一九六六年頃より痔が悪くなり、痛みのために働きにも出れず酒で痛みをまぎらわせるため、酒量もあがってきました。痔核の手術を門司労災病院外科でうけましたが、手術後も病状は改善せず仕事に出られないことも多くなり、門司全生連の石川さんの世話で生活保護を受けるようになりました。

痔の手術で入院していた時のことですが、手術後で

痛みに苦しんでいる時、入管の役人がやってきて国籍欄の朝鮮を韓国に変えるようにしつこく説得にきて腹がたつたことを覚えています。私はそのたびに拒否しました。日本国の一方的な都合により日本国籍をもたされたり剥奪されたりしてきた私は、もう日本国の都合によって符号としての朝鮮（実質的に日本国籍保有）から変更されるのはごめんだと思ったからです。

一九七〇年頃より左足に軽いマヒが出現し、仕事に出ても足が不自由でひきずるようになりました。そのため入管へ更新手続に行くことがますます苦痛となり手続が思うにまかせず、また「不法残留」になりました。入管の係官が二、三度私のところにやってきて何やら調書を作成した後に「法務大臣が却下した」と言って、一九七一年八月六日「退去強制」となり、即日三千円をおさめてわけのわからぬままいろんな書類に署名捺印して仮放免となりました。一九七一年十二月脳卒中発作で意識不明となり、左片マヒで門司港の浅尾外科に入院しました。入院中、病院側が一方的に田ノ浦の精神病院に移そうとしたので拒否し、知り合いの人のほからいで門司労災病院内科に転院しました。一九七四年八月に法務大臣に退去強制処分取消の再審査嘆願書を提出したところ、一九七四年十一月六日、「特別在留許可」がでて、現在も一年ごとの期間更新を行なっています。身体の方は脳卒中のため左片マヒ

と左半身の痛みが常にある状態で身のまわりのことも介助を必要としており、移動には車椅子を常用しています。その上近年慢性気管支炎、高血圧症、冠不全も合併してきており年々体力の衰えを感じています。

以上述べましたように、私は大村収容所を出所後北九州市門司区に住みつきことを離れたことはありません。ここで生き住みついてきた私を日本国は勝手に外国人とみなし、外国人登録証の携帯を強制し、「不法残留」にしたり、「特別在留許可」にしたり、「退去強制」にしたり、「仮放免」にしたりして私の身をもてあそんでいるわけです。この私の姿と所在日朝鮮人が日本国からどのように取扱われているかをはっきり示す一例といえます。私は病身をおしてこうして法廷に出てくるのは大変苦痛なことであり、四、五日は病状も悪化しますし、あと何年生きられるかわかりませんが、声を大にして述べたいと思います。

私は来たぐて日本に来たのではなく、日本国によって強制的に連れてこられたのです。一生の大部分を日本で送りここに住みつくことを余儀なくされた私はここでしか生きる途がなく、この不自由な身案じてくられる在日同胞と心ある日本人の暖いひとみに見守られて残りの人生を送らざるを得ないと考えています。このような私に対して日本国は強制的に日本国籍を剥奪し生活の根を深く下している日本から追放しようとしたのです。私がここに居住せざるを得なくなつたのは一体誰のせいなのか、この事を日本国籍確認訴訟の根底にあるものとして私は日本国に問いたしたいと思います。

4・8 口頭弁論傍聴記

山田 一 男

国籍確認訴訟はまず三回の法廷で金（キム）さんの経歴を述べ、それを基調にして「金さんの日本国籍をなぜ日本が認めなければならぬのか」ということを展開するわけだが、前回は大村収容所時代、今回は大村収容所を出てからの門司港時代である。彼の経歴を述べるということは日本が金さんの生活をふみにじってきた歴史、文字通り日本の犯罪史の一端を述べることでだけ、金さんからいえば日本に住まざるを得なくなつた過程を述べることもある。前回の大村収容所時代についての公判は傍聴記になっていないけれど記憶に残っていることがある。毎回準備書面として提出する経歴は金さんが口述したものを兼崎さんがまとめておいてくれたもので、法廷ではその時代のことについて金さん自身発言し、崔（チョエ）さんと兼崎さんが代読する。前回は寒くて外出に弱い金さんが発言できず崔さんが準備書面を読み始めたのだが、冒頭「日本社会において大村がどういう所であるか、どこにあるかすら知られていない。その大村収容所こそ日本において私達の日朝鮮人がいかなる法的状態におかれているか、定住の実態はいかなるものかを象徴的に示

すものであつたろうと思います。」というくだりでは低くおさえてはいるけれども彼が自身の怒りをぶちまけているように聞えてならなかった。彼がいつもあそこそ日本のアウシュヴィッツだと言っていたことも思い出した。金さんは準備書面で言う。「入所当時はあの金網をはりめぐらされた狭い部屋で三十三歳の働き盛りの私が五年間も無為な生活を送ろうとは想像できなかった。」「収容所当局はここを強制送還のための一時的船待ち所として考えていたのだから、娯樂設備がなく学習の機会がなく職業を生かす機会がなくなつて期待はずれだなんていいやしない。だけどおれはそんな所に五年もぶちこまれたんだ。」そんな状態が今も変わっていないことを、大村収容所朝鮮人救援対策弁護団の調査団が明らかにし、国会で問題にするという。収容者は刑期を終えた上に期限のない拘束を強いられてゐるそうだ。今回の準備書面は金さんがこの収容所を出てきたところから始まっている。

開廷は十一時。十時半をまわつたところから門前に集まりだして集会。京都から来た宋さんがニコニコ笑いながら「まあがんばりましょう」とやる。マイクを握

った金さんは「よろしくおねがいします。」とぼそりと言う。大勢の前でしゃべるのが苦手な金さんでもっと訴えたいのに思うこともあるのだが、彼の「よろしくおねがいします。」という言葉には弱い。おそろしいのだ。彼の生き様から出てきているのだろう、さあどうでもしろといった響きをもっていて、気軽にうなずくものなら泥沼の世界にひきこまれそうなのだ。集会に対する廷吏の妨害は再三あったが今回はゼッケンをつけていなかったので時間通り開廷した。本来なら金さんが日本国に対して発言することになるのだが、国鉄ストのため車で博多に来ることになった金さんは気分が悪く発言できない。かわって崔さんが準備書面を読み始める。「私は一九五八年頃やつと大村収容所から出されましたが、その後も日本国籍を剥奪された私のおける生活がどのようにきびしく不安定なものだったか述べたいと思います。」それは例えばこうだ。「最初の数年間は毎月下関入管へ行つて書類を提出したように思います。書類は十通位あり字が読めない私はその度に代書人にたのんで書類をつくってもらい、それからその書類を持って市役所に行き、さらに下関入管に出すわけです。この煩雑さのために書類作成のころはいつも仕事を休まねばなりませんでした。」その後彼の在留資格は不法残留―入管収容―仮放免と、ころころ変るのだ。僕も見事がある。

入管に提出する書類は全て英文と日本文で記されているのだ。朝鮮で育ち日本で強制労働させられた金さんにわかれうはずがない。六十万とも百万ともいわれる在日朝鮮人において入国管理関係の書類を英文と日本文で統一する感覚に怒りを覚えずにはいられない。読みあげている間も国側代理人はすまなそうな顔をするでもなく（そんな顔をしてほしいとは思わないが）ただ廷吏だけが傍聴席をチョロチョロ見回しているだけだ。その間金さんはうつむいて自分の怒りを国や裁判所がどんなふうに受けとめるのか聞こうとしている。読み終わって裁判長があなたの気持は今のとおりですかと聞くと、よけいなことを聞くなといったふうに「そうです。」と答えた。南裁判長は本格的な法律論にはいれば本人尋問は門司労災病院で行なってもよいと述べ、次回を七月八日と決めて閉廷した。本人尋問は出張してもよいというけれど、本来なら法廷自体を小倉支部に移すべきなのだ。日頃外出もせず車に弱い金さんが博多まで出かけることがいかに苦痛なことか。当日も病院に帰った金さんはぐったりとなっていました。小倉支部への裁判の移送がなぜそれほど困難なのかふしぎでならない。結局南裁判長、あなたも被告と同じ穴のむじなということか。

国側第一準備書面

昭和五〇年(行)第二三号日本国籍確認等請求事件

原告 金 鐘 甲
被告 国

昭和五一年六月十五日

被告国指定代理人

泉 博
吉 田 和 夫

福岡地方裁判所

第三民事部(合議) 御中
被告第一準備書面

一 国際法的原因による国籍の変更

国籍は、一国の国内法(国籍法)によつてその国籍に變動(取得または喪失)を生ずるだけでなく、領土の帰属關係に変更を生じた場合にもそれに伴つて国籍の取得または喪失を生ずる場合があることは一般に承認されている。戦争など国際政治的要因に基づいて、平和条約もしくはそれに付随する国家間の取極め等により、一国の領土が他国に割譲されたり、一国が他国に併合されたり、あるいはまた、一国もしくは数国の領土の一部が従来の所屬国を離れて独立国を形成したような場合に生ずる。

このような国際的要因による国籍の得喪問題は、關係国間の条約(多くは平和条約またはそれに付随する

条約、取極め併合条約)によつて定められるのが普通であるが、必ずしも平和条約その他に常にこの点に関する明文の規定があるとは限らない。その場合は条約の文言、締結されるに至つた事情などを合理的に解釈して国籍の得喪を決定しなければならない。これが、国際法的原因による国籍の変更といわれるものである(有斐閣、法律学全集五九卷・国籍法八二頁以下、及び最高裁判昭和三六年四月五日大法廷判決・民集第五卷四号六五七頁)。

二 平和条約発効による朝鮮人の国籍變動について。

(一) 韓国は、明治四十三年の「日韓併合ニ関スル条約」(明治四三(隆熙四)年八月二二日京城ニ於テ調印、同年八月二九日公布)によつて、その統治權を日本國に譲与し、その結果韓国民全部が日本国籍を取得した。爾來、朝鮮人が日本国民となり、したがつて日本国民(朝鮮籍)であつた父母の子として出生した原告は、日本国民(朝鮮籍)となつた。

(二) 右にみたように、旧韓国は日韓併合条約によつて日本國に併合されたが、終戦後わが國は昭和二十七年四月二八日の「日本國との平和条約」(昭和二十六年九月八日サンフランシスコで署名・昭和二十七年四月二八日午後一〇時三〇分発効)により朝鮮の獨立を承認し、朝鮮に対する領土權一切を放棄した結果、朝鮮を日本の領有から分離した(同条約第二条(2)項)。右の平和条約には、領土變更に伴う国籍の變動を明文をもつて規定しなかつたが、領土變更に伴う国籍の變動のあることは、先に述べたとおりである。

そのため独立国となつた朝鮮の国籍を取得すべき者の範囲については、もっぱら右条約の合理的解釈に委ねられた。

すなわち、右条約第二条(a)項は、日韓併合により消滅した朝鮮民族国家を復活するために、日本は朝鮮の領土と朝鮮人に対する主権を放棄し、朝鮮にその領土と国民を復活させる趣旨であると解されている。

このことから領土變更に伴う国籍の変動は、朝鮮地域に現住の朝鮮人のみでなく、もし朝鮮国家が日本に併合しなかつたならば、引き続き朝鮮国籍を保有し、また新たに同国籍を取得したであろう者はすべて朝鮮国家の構成員とし、同時に日本国籍を喪失したものと解するのが合理的である（前掲全集国籍法一〇六頁以下）。ちなみに、そのような者は日韓併合後も朝鮮戸籍法の適用をうけ、朝鮮戸籍に登録される扱いであり、戸籍法の適用をうけ、戸籍（区別する意味で内地戸籍ということもある。）に登録されるいわゆる内地人とは法的地位を異にしていた。以上の考え方は、行政上においても平和条約によつてその発効日に日本国籍の離脱のあることを前提に立法がなされている（昭和二十七年法一二六号二条六項、昭和二十七年法五七号付則三項）ほか、判例上においても確立されている（前掲及び最高裁昭和四〇年六月四日第二小法廷判決・民集一九卷四号八九八頁）。

また、朝鮮人としての身分を有する者は、前記平和条約発効の時から当然に日本の国籍を喪失すると

いうのが、判例及び行政先例の一致した見解である（前掲最判及び昭和二十七年四月一九日民事甲第四三八号法務府民事局長通達）。

したがつて、原告はその主張のとおり朝鮮人としての法的地位をもつていた（朝鮮国家が日本に併合しなかつたならば引き続き朝鮮国籍を保有したであろう父母の子として、新たに同国籍を取得したであろう者である。）から、平和条約発効によつて当然日本国籍を喪失したのである。

付属書類・平和条約発効に伴う

朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の取扱

民事局長通達（昭和二十七年四月十九日民事甲第

四三八号 各法務局長・地方法務局長あて）

平和条約に伴う朝鮮人台湾人等に関する

国籍及び戸籍事務の処理について

近く平和条約（以下単に条約という。）の発効に伴い、国籍及び戸籍事務に関しては、左記によつて処理されることとなるので、これを御了知の上、その取扱に遺憾のないよう貴管下各支局及び市区町村に周知方取り計らわれない。

記

第一 朝鮮及び台湾関係

(一) 朝鮮及び台湾は、条約の発効の日から日本国の領土から分離することとなるので、これに伴い、朝鮮人及び台湾人は、内地に在住している者を含めてすべて日本の国籍を喪失する。

(一)

もと朝鮮人又は台湾人であつた者でも、条約の発効前に内地人との婚姻、縁組等の身分行為により内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは、内地人であつて、条約発効後も何らの手続を要することなく引き続き日本の国籍を保有する。

(二)

もと内地人であつた者でも、条約の発効前に朝鮮人又は台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せらるべき事由の生じたものは、朝鮮人又は台湾人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。

なお、右の者については、その者が除かれた戸籍又は除籍に国籍喪失の記載をする必要はない。

(四)

条約発効後は、縁組、婚姻、離縁、離婚等の身分行為によつて直ちに内地人が内地戸籍から朝鮮若しくは台湾の戸籍に入り、又は朝鮮人及び台湾人が右の届出によつて直ちに同地の戸籍から内地戸籍に入ることができた従前の取扱は認められないこととなる。

(五)

条約発効後に、朝鮮人及び台湾人が日本の国籍を取得するには、一般の外国人と同様、もつぱら国籍法の規定による帰化の手続によることを要する。

なお、右帰化の場合、朝鮮人及び台湾人(二)において述べた元内地人を除く。)は、国籍法第五号第二号の「日本国民であつた者」及び第六号第四号の「日本の国籍を失つた者」に該当しない。

第二

樺太及び千島関係

樺太及び千島も、条約発効とともに日本国の領土か

ら分離されることとなるが、これらの地域に本籍を有する者は条約の発効によつて日本の国籍を喪失しないことは勿論である。

ただこれらの者は、条約発効後は同地域が日本の領土外となる結果本籍を有しない者となるので戸籍法による就籍の手続をする必要がある。

第三 北緯二十九度以南の南西諸島、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島関係

標記の諸島の地域に本籍を有する者は、条約の発効後も日本国籍を喪失するのではないこととはもとより、同地域に引き続き本籍を有することができる。

右諸島のうち、沖縄その他北緯二十九度以南の南西諸島に本籍を有する者の戸籍事務は、条約発効後も従前通り福岡法務局の支局である沖縄 美大島関係戸籍事務所で取り扱われ、また、小笠原諸島、硫黄列島及び南鳥島に本籍を有する者の戸籍事務については、条約発効の日から東京法務局の出張所として小笠原関係戸籍事務所が設置され、同事務所において取り扱われることとなる(本年十四日附民事甲第四一六号本官通達参照。)



在日韓国、朝鮮人の参政権獲得闘争 II

崔 昌 華
チオエ チャン ホア

序

一九七五年九月一日、北九州市長へ「在日韓国人・朝鮮人の参政権を含む基本的人権に関する公開質問書」を提出、一九七六年九月一日、福岡県知事に同趣旨の公開質問書を提出した。

日本の社会において、在日韓国人・朝鮮人から参政権が奪われている現状に問題を感じる人々がだんだんと多くなってきた。

日本の地で生まれ、この社会で成長し、ここでしか生きることができず、この地で永住意思をもち、なおこの地に骨を埋めようと思っている人々に参政権が認められていなかったという現実を知った時、まさに日本という国家は民主主義国家といえるだろうかという疑問さえ起きてくる。

一九七五年五月二〇日、在日大韓基督教総会の招きで黒人神学者ジェイムス・H・コーン博士が西南地方指導者研修会（福岡教会堂）にこられた時のことであ

った。教会役員、青年会、婦人会のリーダー三十五名位が集った。司会の金栄植（キム・ヒョンシク）牧師が「自分が一番望んでいることをひとつ、一番いやだったことを一つ、自己紹介の代りに言って下さい。」と言った。この時「死ぬ時まで一度でもいいから選挙をしてみたい。」「人間として選挙権を認めてほしい」このような発言が大多数からあった。

一九七四年六月頃だったと記憶している。八幡大学の職員食堂で食事をしていると、ある教授から「先生、今度の選挙で、もう誰か心にきめておられるでしょうね。」と聞かれた。「そうですね……」と口ごもり、しばらくして、「先生、選挙権がありそうな顔ですか？」と反問したところ、先生はびっくりして、「先生のような人が選挙権がないはずはないでしょう。」と言われた。

一九七五年五月頃、第二外国語・韓国語Iをとっている約六十人位の大学生に、「六十三万の在日韓国人・朝鮮人に参政権があると思う人」といった時、四十人

位が手をあげ、「ないと思う人」五人、「分らない人」十五人であった。「ない」と思う人は在日韓国人について本をよんだり、少し知識をもっている人である。

日本人のほとんどが在日韓国人・朝鮮人は参政権があると思つてゐる。それは選挙の際、電話その他の方法で選挙依頼があるからである。「〇〇〇〇をよろしく」と頼まれたことが一度や二度ではなかったからである。

人権を考える場合、現時点において在日韓国人・朝鮮人にとって最も基本的で大事な人権は参政権である。

参政権問題を日本の社会に告発して、すでに三年になった。わたしたちの意識がだんだんとめざめ、「人権とは何か」ということを考えるようになった。

在日韓国人・朝鮮人は人間である、という時、他のすべての日本人が享有している権利が全く同等に保障されてこそ、人間である、という言葉の内容をみたすことになる。

これらが保障されない現状では人間として解放されたと言えない。日本人が大和民族としての文化・言語を誇りうるのと同じように、在日韓国人・朝鮮人も民族の文化・言語を誇りうるよう法的保障がなければならぬ。

これらすべて、人間としてもつ権利を法的に着実に保障させていくためにも、参政権こそ不可欠の権利で

ある。

福岡県知事へ公開質問書

一九七五年九月一日、北九州市長へ、参政権を含む人権に関する公開質問書を提出した時は出来る限り早く県知事へ同様な質問書を提出しようと考えていたけれど、思う通りにはかどらなかつた。北九州市との十七回の交渉の過程において県との共同歩調という言葉在市側からきき、他方、県への働きかけが必要であることが感ぜられた。

内部的にはこのことについて、いろいろと話し合いがなされた。

一九七六年六月十四日、在日大韓基督教西南地方会役員会において、参政権を含む基本的人権に関する公開質問書を福岡県、福岡市に提出することを決めた。

一九七六年七月、福岡教会との話し合い、民団福岡県本部との話し合い等があつた。

一九七六年八月十九日、北九州市との交渉の席上、総務局長が「あなた方も、北九州市が県に対して一押しすすめていくのと同じように、運動をつづけてほしい」と発言した。

一九七六年八月二十四日、各団体代表が小倉教会堂に集り、県知事への公開質問書提出を決め、北九州市長へ提出した同趣旨の内容にすることにした。

一九七六年八月二十五日、崔昌華（チォエ・チャンホア）牧師、金榮植（キム・ヒョンシク）牧師、金得三（キム・ドクサム）牧師三人は福岡県秘書課を訪問、九月一日、公開質問書提出について話しあった。出来る限り知事の出席を求めた。

一九七六年八月二十六日朝刊、毎日新聞、西日本新聞、八月二十八日、朝日新聞朝刊には「在日韓国・朝鮮人の参政権要求、福岡県へ公開質問状、日本国籍復活へ突破口」と大きな活字をあて詳細に報道した。九月一日、読売新聞、フクニチ新聞でとりあげられた。

一九七六年九月一日、在日韓国教会牧師・信徒、日本の教会の牧師・信徒、学生等、約四十人が参加、福岡県側は約十人が出席。

「今日は何の日ですか」と代表の崔（チォエ）牧師が問うた。九月一日は何の日であるか？この問いは日本人総体に問いかける問いである。「朝鮮人である」という単なるそのことだけで数千人が殺された日である。それは現在も「韓国人、朝鮮人である」ということで差別しつづけている現実からの問いでもある。北九州の人権運動はここが出発点である。この認識から出発するのである。

公開質問書の署名表記のところが北九州市の場合とちがうのである。これはNHKとの裁判から始まった表記である。出席した代表は、

在日大韓基督教小倉教会牧師

崔昌華
チェ・チャンホア

在日大韓基督教折尾教会牧師

金榮植
キム・ヒョンシク

人格権訴訟を支える会世話人

金得三
キム・ドクサム

在日大韓基督教西南地方婦人会代表

鄭貞子
チョン・チョンチャ

在日韓国人の人権を守る会代表代理
（代表者田進培氏欠席のため）

金貞女
キム・チンヨ

一九七六年九月一日、朝日新聞夕刊「参政権を認めよ」と大きな活字で詳細に報道、他の新聞にも報道された。

一九七六年九月十八日、キリスト新聞「はく奪された諸権利」、在日韓国人・朝鮮人の基本的人権の保障を要求、在日大韓基督教牧師ら福岡県へ訴え、日本キリスト者も運動に連帯、と大きな活字をあて、一面トップ記事であつかった。

一九七六年十月号、本のひろば・教界ニュース、トップ記事として「在日韓国人・朝鮮人の基本的人権の保障を求めて新たに『公民権運動』」としてのせた。

第二回交渉、一九七六年十一月六日、代表十三名と県側十名と話し合い。

第三回交渉、一九七六年十二月十四日、代表三十名

と県側十名と特に県営住宅入居資格について交渉したがあまり進展しなかった。第四回交渉を二月中旬をメドに開く合意がなされたが、議会とか人事異動等の理由により、正式交渉は開かれなかった。

しかし、一九七七年三月七日、在日大韓基督教西南地方会牧師五人が約五十分間、県側に交渉再開を要求、同年三月八日牧師五人が前日に引き続き約二時間、県側に交渉再開を強く要求、四月中旬頃をメドに開く、との合意が成立した。

一九七七年四月八日、崔昌華（チォエ・チャンホア）牧師、犬養光博牧師ら十六人、県側に交渉再開を強く要求。県側の約束を実現せよと要求した。

一九七七年五月七日、電話連絡で五月十七日に第四回交渉を開く合意が成立した。

県側との交渉において、北九州市が市営住宅入居を認めた現在、一日も早く県営住宅入居を認めさせると共に、参政権、児童手当等の要求に対しても、交渉がもたれるたびに話し合い、行政当局の意識の変革を迫ってゆかなければならない。

二 北九州市、市営住宅入居資格を認める

一九七六年六月二十三日、代表五名が予告なしに榎本総務局長を訪問、話し合った。

①市営住宅入居資格付与の要求については、火災、

水難など緊急時のみ認めるとしながら、一般的には「検討中」をくりかえすばかりだが、真剣に検討しているのか？

②市議会議員の選挙権付与を求める要求が出ていることを国に伝えたか。

③市は二十八日第五回交渉を開き、誠意ある回答を示せ。と迫った。

これに対し「検討中であり、交渉しても進展はない」といい、局長自身が退職し、人事異動のあることをほめかした。

一九七六年八月五日、代表六名新任の総務局次長と交渉。この交渉で市営住宅に焦点がしぼられてきた。竹内総務局次長は、①福岡県、福岡市と足並みをそろえたいので協議中だが結論が出ていない。②入居応募の倍率が高くなっている。……そして、これまでの態度をかえなかった。

一九七六年八月十九日、代表十名、市側は新任武若総務局長ら六名であった。

武若局長は「入居資格を認めることによって、抽選の倍率が高くなったとしても、問題ではない。しかし九州の自治体では前例がないし、県内ではせめて県営住宅、福岡市営住宅と同じ取扱いをしたい。そのため両者に強く働きかけたい。」との態度に対し、崔（チォエ）牧師は「谷市長は出来る限り前向きに、しょく

罪の気持でしたい、と言っており、市独自で決断すべき段階である」と追及した。

局長は「少なくとも県と同一歩調をとりたい。福岡県との話し合いをつづけ、可能性に向って、さらに一押するが、みなさんの方でも同一歩調をとり運動をつづけてほしい。」との発言があった。県への早い時期の運動展開が望まれるようになった。

他方、児童手当の支給、市会議員の選挙権など参政権の付与については平行線のままであった。

一九七六年十二月九日代表三名、総務局長と交渉、市が市営住宅入居資格付与を認める意向を示した。小生は今年中に交渉の日程を入れることを要求、十二月二十二日午後一時と決めた。

一九七六年十二月二十二日、崔昌華（チォエ・チャンホァ）牧師、金栄植（キム・ヒョンシク）牧師、林宏牧師ら十二名出席、市側の回答

①市営住宅入居を一九七七年度中に認めることにし、市条例改正を市議会にかける。

②児童手当については国に要望しつづけるが、市独自には実施できない。

③国民金融公庫からの融資については、北九州支店に連絡はすでにとつてある。

④市議の選挙権・被選挙権については国政レベルの問題なので一地方自治体としてはどうすることもでき

ない。

これに対して小生は、

①一九七七年度中に入居を認めるといわれるが、一九七七年四月からと理解していいのか。

②児童手当について、在日韓国人・朝鮮人の対象となる人数は市全体で約五四〇人、月間約三〇〇万円、年間三五〇〇万円が必要とされ、市独自として実施する必要があるが、市全体の予算からいっても、ほんのわずかであるので、ぜひ実施してほしい。

③参政権問題は、市総務局を含めて日本人全体が如何にして参政権が在日韓国人・朝鮮人から奪われたかをまず知り、努力しなければならぬ、と要求した。

これに対して市側は「一九七七年四月から入居を認めるという方向で努力し、一九七七年度新築の市営住宅の入居には間に合わせる考えである。」とのべた。

市当局はこれで交渉を打ちきろうとしたが、私達がこれを認めなかったため、二月上旬総務局長と少人数での交渉、三月下旬十五名程度の交渉を闘くことに同意した。

とにかく、今から本当の交渉がはじまるわけで、じっくり交渉をつづけていきたい。そのために市当局も対応してほしい。

交渉には暴力と対話があるが私達は対話を選んでいるので、対話をつづけ、市当局、市民、日本人全体の

意識が変わらなければならぬと思う。そして私達は日本人又は日本政府がいう外国人ではない。日本における少数民族、即ち韓民族としての権利、人間としての当然の権利、国際社会が認めている少数民族の権利を求めているのである。日本が世界に恥じない国家になることを求めているのである。

交渉は約四十分で終わった。毎日新聞は交渉日の朝刊、一面記事として扱った。

交渉の場面はTNO（西日本）、RKB（毎日）、KBC（朝日）、FBS（福岡）、NHKの各テレビが午後六時三十分から一斉に報道した。又各新聞も夕刊で大きくとりあげた。

山口、九州、沖縄地方の中で、はじめて市営住宅入居が認められたわけである。交渉は今回で十七回目であり、平均毎月一回の交渉をもったことになる。頂度一年四ヶ月目にやっと大きく一步をふみ出したわけである。

一九七五年九月、公開質問書を提出した時点では二、三回で認められると考えていたがこんなに難航したのは思いもよらなかった。

しかし、言葉だけで一步も進まないことをまざまざと見せつけたのである。又、いろんな意味での苦しみがあった。それは福祉問題としてこれをとらえるのではなく、どこまでも人権運動として位置づけ、韓民族

の人間としての宣言であり、人権回復の運動だからである。しかし交渉は今からが本来の交渉に入るわけである。参政権をかちとるまでねばり強く続けていかねばならない。

三 北九州市教育委員会への要求

一九七六年一月二十八日代表六名は市に対して、在日韓国人・朝鮮人の学令児童に日本人と同じように就学通知を発行するように申し入れた。これに対し市総務局は「関係部局に伝え善処する」と答えた。

小倉市では十年程前まで発行していた。その後就学通知がないため、入学式の間近になってからあわてて身体検査を受けたり入学手続をしたりするケースがしばしば起きている。民族学校を志願するとしても、通知を受けた後それぞれ自由に選択することになるから、まず平等に発行すべきである。

入学間近になって、あわてて両親が外国人登録証明書をもって区のエducational課に行き就学申請をして、その場で就学通知を発行してもらい、それを学校に提出するという複雑な手続をふんでいる現状である。

一九七六年十二月九日、代表三名、市総務局長から教育問題は直接教育委員会と話し合ってほしいのとこのことで、教育委員会学務部上山勝頼主幹と話し合いをもった。

①健康診談、②就学通知について。

他方、教職員課長畑中衛次氏と市立貴船小学校の民族学級の教師問題について話し合う。

参考、一九七五年二月十五日、貴船PTA

第七号『声』「早く、韓国語教師を」

貴船小学校には昭和三十年五月金明旭（キム・ミョンウク）先生、昭和三十八年五月から池明順（ジミョンスン）先生、昭和三十九年九月から昭和四十四年まで呉泰春（オ・デチュン）が韓国語、韓国の歴史、地理等を指導して頂きました。

昭和二十八年の第一回卒業生に十数名の韓国児童がおり、その後多数の韓国人的子供達が教育を受けてきました。現在貴船小学校区には多数の韓国人家庭があります。十五年間韓国の歴史、地理、言語を教え、立派な民族の誇りをもちながら、日本の地域社会で働ける人間形成に努めてきたことを高く評価致します。

数回、前の校長先生にも後任の先生のこととお願い致しました。まだ実現しておりませんが校区内の韓国人家庭では深く関心をもっており、現在、足立小学校、若松小学校には韓国語を教える民族教師がおります。

一番大事な教育期にのびのびと「韓国人の誇り」をもって成長するように教育できる民族教師を一日

も早く着任できますよう、校長先生、PTA役員の御尽力を心からお願ひ致します。

金貞女（キム・チョンヨ）

すてにある民族学級制度を充実し、堅固なものにすべきだと考える。この問題は教育問題として、今後のとりくみで真剣に考えていかねばならない問題である。一九七七年一月七日、市教育委員会から代表三名が小倉教会堂をたずねてきた。回答、①身体検査をひかえて、市政だよりにのせる。②以上のようにすること。を団体の代表に知らせる、であった。これに對し適当な時期にこの問題について教育長と話し合うことを申し入れた。

教育問題は民族主体性の確立のため欠かすことの出来ない問題であり、姓名の民族語読み運動とあわせて重要な課題である。差別をなくす教育とは同化をふせぎ、姓名を正しくよぶことから始められなければならない。そのためには民族学級の教育内容を共に先生と考え、貴船小学校のようにすでにある定員（民族学級先生）を守らせ、教師が着任できるよう求める。

結 び

参政権問題を提起して三年になった。多くの集会にまねかれて講演する機会をもった。

一九七六年八月十六日、民団大阪府青年会主催幹部

研修会（約二〇〇名参加）「在日韓国人の人権、参政権について」講演した時である。若い二、三世の青年達が目を輝かせながら、一言一言ききもらさない態度でききいつていた。そして講演内容に深く感動して拍手した。今後、在日韓国人の民族主体性をたまちながら、人間として生きる道に共鳴した強い拍手に、小生は真に励まされた。

一九七七年一月七日、東洋経済日報の「権益擁護運動一年の計は」において発言者六人の中三人が参政権問題に言及している。

民団大阪民生部長 洪正一（ホン・ジョンイル）氏

当本部が地方自治レベルの参政権獲得の問題を検討しはじめたのはスウェーデンの選挙法改正が一つのきっかけになった。

これによるとスウェーデンでは一昨年十二月に同国に住民登録している十八才以上の外国人に地方自治体の選挙権・被選挙権を認め、近年中に国政レベルの参政権も考慮しているとのことだ。この法律の精神に習って、我々在日同胞も市民であるとの考えから当然参政権を要求していきたい。

兵庫韓福連常任委員 朴炳閔（パク・ビョンミン）氏

このような諸般の権利獲得をつみあげた当然の帰結として、地方自治体への選挙権を要求していくのが筋道であろう。早急な参政権要求は徒勞に終わる

心配がある。

小生は、「北九州の人権運動はこれまで困難なことの連続だったが、市側が私達と正式に対応するようになり、具体的には市営住宅の入居が今年度から認められるという成果となった。今年の課題は、このような運動の底辺をもう少し拡げることだ。そして、韓国人・日本人を問わず意識を改造しよう。すなわち『二十世紀の奴隷』からの解放はそこで初めて成し遂げられるという点に眼を向けたい。

行動よりも言葉が先行するの何かと思うが、これまでもるで見向きもされなかった参政権の問題が、最近になってにわかに関心を集めている。

北九州でも参政権の問題は県の段階にまで上っている。出来れば今年、遅くとも来年までには、参政権についての質問書を国に対して出したいと思っている。基本的には『国籍』をどう考えるか、という問題にかかってくるが、従来のような民族イコール国籍というような考え方ではなく、日本国籍確認訴訟のようなバックアップも力を発揮するだろう。最近欧州からも運動についての問い合わせがあり、資料の翻訳というような作業も進んでいる。このような機会に欧米に行き、国際世論にアピールしたい。」と述べた。

一九七七年一月二十七日、民団中央本部主催「行政差別撤廃に関する懇談会」における参政権に関する発

言である。

「民団は地方自治体に対する参政権獲得を再考する段階にきている」(民団中央本部副団長、金正柱・キム・チョンジュン氏)

「国政の選挙権を除いたすべての権利を与えよ。」
(大阪、韓光雄・ハン・クァンウン氏)

スウェーデンの例をひきながら国政は論外としても地方自治体では認めさせるべきとの発言が相い次いだ。

(二月四日東洋経済日報)

現在、私達の生活を規制するのは七〇%が国政であり、三〇%が地方行政といわれている。重要な事柄が国政レベルで決められる時、国政を除外する参政権云々は理解に苦しむ。参政権に国政、地方自治と区別することすらナンセンスである。

ただ、北九州における運動において、まず市民意識・県民意識を意識化させると共に、市民からのもりあがりをはかるため、段階的に運動を拡大するためであつて、根本的には参政権は国政、地方自治に参加するすべての権利である。

実は小生もこの懇談会に中央本部民生局長から協助要請をうけた。九州で連帯しているグループの人々と相談を重ね出席することにした。又、在日大韓基督教総会社会局でも、意見をかわし、協議を重ねた結果、参加することにした。四人が出席したが、会議席には

小生の席も、席上の名札もなかったのも、民生局長と挨拶を交した後、すぐ席と名札が準備され、座席につき資料を渡した。

始まる三分位前、民生局次長から廊下によび出され、「この会議は遠慮して下さい。上部の命令ですから。」と理不尽な言葉を聞き、納得できずそのまま席にもどった。会議は始まり、自己紹介となった。

民生局の職員が小生の机の上から名札をもち帰った。顔につばをかけられたような感情におそわれた。小さな紙に次長から言われたことを書いて金君植(キム・グンシク)牧師に手渡した。これがまわされ李仁夏(イ・インハ)牧師も読んだようである。李(イ)牧師は座長(副団長)のところで何かささやいていた。

自己紹介の順番になり、立って、北九州における参政権運動、市営住宅入居資格が認められた成果、NHKとの人格権訴訟を簡単に説明した後、「私は今日日本当に不愉快でたまらない。招いたので九州から来た後で、この会議は遠慮して下さいという上部の命令に納得できない。しかし傍聴させて頂く」と言って座った。自己紹介が終わり、司会者がいろいろと説明し、最後に傍聴して下さいといわれた。

すぐ李仁夏(イ・インハ)牧師が立って強く抗議し、納得できないと反論した。それに対し司会者が「遠い九州から来られたから、どうぞ発言して下さい」と言

われるかと思つたら、意外にも組織云々と言いながら態度を変えなかった。私が一步さがつて傍聴すると言つたのは、逆に司会者の出方が知りたかつたからである。司会者が「傍聴して下さい」と言えるだろうか。旅費を負担したわけでもなく、協助要請を受け九州からわざわざ出席したのに。

再度立って、「私は民団の一員であり、すべての義務を果している。行政差別撤廃を云々する前に、まず人権を重んじるべきである。一人の人権、人格を尊重しないこの席に同席するわけにはいかないので退席する。」と宣言して退席した。

参加した教会側全員も同じような言葉を発し退席したのであった。

差別とは何かノ私達在日常の間で真に人権を尊重しあっているだろうか。考えさせられると共に、基本的人権について共に学ぶ必要があることを痛感させられた。

その後民団本部内部でも反省しているという声をきくが、正式には今日まで一言の言葉もない現状である。この問題は私一個人だけの問題でなく、人権運動に連帯している韓国教会、日本の教会のみなさんに対する問題でもあると言える。

二月四日東洋経済日報に大きくこのことが報道され、二月十五日福音新聞（在日大韓基督教總會機関紙）に

も報道された。

一九七七年四月十一日、北九州キリスト教協議会都市産業伝道委員会は北九州市に対して提出した在日韓国人・朝鮮人の参政権を含む人権に関する要望書と趣旨の要望書を県に提出することを決議した。

同年四月二十三日、金鐘甲（キム・チョンカブ）氏裁判を進める会日本人部会は上記要望書に連帯署名することを決めた。

同年五月五日、北九州キリスト教協議会人権委員会も連帯署名することに決めた。

この要望書は五月十七日にもたれる福岡県との交渉の場において提出されることになる。

最後に参政権と居住権の集約としての国籍獲得が焦点になると思う。次のような方法で参政権獲得の途を開きたいと思う。この展望は一九七七年二月二日、東京の早稲田セミナーハウスで開かれた「在日韓国人の人権運動史と展望」の講演の中と、同年四月二十九日総会社会局主催「在日韓国人の法的地位の展望」のシンポジウムの中で発言した。

今後の運動として、

①居住権、参政権の集約としての国籍を届け出により認めさせる。

②名前を民族語読みにし、戸籍作成には、民族語（ハングル）、漢字、カタカナ（民族語読み）の三つの表

示をもつようにさせる。

③日本国籍をもつことを感情的に忌避する人には永住の意思表示の届け出と共に、参政権を付与するようにする。(キリスト新聞二月十二日)

以上の三点が考えられることであり、それによつて究極的に在日韓国人・朝鮮人の人権を認めさせることである。

参政権問題の理論的闘争は国への公開質問書が提出された後、国側の代表と根本的に討論され、国側の行政差別、民族差別を合理化してきた理論を徹底的に糾弾し告発すると共に、このような告発内容を国際社会に知らせ、すべての人間の良心にこの問題を問わねばならない。日本に強制連行された子孫として生れ、日本で生涯生活せざるをえない在日韓国人・朝鮮人から参政権が剥奪されたという、この事実が民主主義国家といわれる日本に現実にあることを知った世界の人々の声に、日本の良心ある人々はどうか答えていくであろうか。これはまさに日本における人権問題の根本的課題である。日本大和民族のみの人権が保障され、在日韓国人・朝鮮人の人権がふみにじられている現実、それが日本社会の人権概念なら、それは普遍的人類社会における人権概念になじまない民族エゴの人権といわざるをえない。

他民族、少数民族の人権を完全に認め保障してこそはじめて普遍的人類社会の人権と言えるのである。

このような人権尊重をめざして一人一人連帯して、共に歩みたいと望むのである。

関東―東京に運動の拡大を

金鐘甲さんの裁判をすすめる会
(関東支援グループ)

全ての在日朝鮮・韓国人のみなさん。日本人労働者・学生のみなさん。

まず最初に、本年二月十二日、金鐘甲さんの裁判をすすめる会(関東支援グループ)が関東―東京の地において結成されたことを報告します。よびかけは、昨年十一月二〇日に開催された「日本国籍確認訴訟講演集会」実行委員会です。十一月二〇日集会以降、実行委は、第四回公判への結集を始めとして関東―東京における運動の拡張を目指した活動を展開してきました。集会は実行委より提起された基調報告をもとに、十

一・二〇集会の総括、金鐘甲裁判―日本国籍確認訴訟の意義、公判結集を軸とする運動方針をめぐる活発な討論の場となりました。そして討論の深まりのなかから実行委員会の発展的改組が力強く宣言されました。

以下、この集会での討議内容を踏まえ、私たち「すすめる会(関東支援グループ)」の金鐘甲裁判闘争支援闘争の意義と展望を述べたいと思います。

私たちは金さんの「入管と縁を切りたい!」という叫びに注目しています。この叫びは、在日朝鮮・韓国人と日本国家の歴史的関係性をみると、金さんにと

どまらない全ての在日朝鮮・韓国人に共有された叫びであると考えます。また、「特別在留許可等恩恵の処置は断わる」という言葉も重要です。日本国籍確認訴訟の象徴的なこれらの言葉は、戦前・戦後の日本国家による差別・抑圧・同化を在日朝鮮・韓国人自らが根本的に断ち切っていく闘いの言葉であり、日本人との本質的同権を迫っています。

日本国籍確認訴訟は多方面からの批判をもって日本国家に迫っているわけですが、それに対し日本国家は自らの責任を回避・清算するゴマカシの論理で対応し何らまともに応えきれない事実を見ても遂には日本国家をゴマカシきれないところまで迫っていく闘いとしてあります。まさにこの闘いは日本国家の許容範囲を越えた闘いであるが、極めて正当な主張により、とりわけ戦後の差別・抑圧・同化を温存、育んできた日本国家とその論理を根底から撃っていく闘いです。

第二の意義は、日本国家への批判にとどまらず、私たち日本人労働者・学生に向けられた批判であり、私たちのこれまでの入管闘争の限界、そして本質的には日本人の在日朝鮮・韓国人への向き合い方、国際主義的質のあり方に迫っているものです。

日本国家は、在日朝鮮・韓国人問題全てに対して、**「在日朝鮮人」「朝鮮民族」「非日本人」**という一民族一国家論により、解消・圧殺し、逆に民族的差別を温存しているわけです。しかしこの論理は、日本人の血肉となつて存在し、今日でも日常的不断に日本国家から要求されています。

私たち日本人が、自らの負の歴史を突破し、在日朝鮮・韓国人との国際主義的結合をもちとるには、一民族一国家という日本国家―日本人の暗黙の了解・前提的合意をこそ批判の対象としなければなりません。いわば、日本国籍確認訴訟を二重国籍要求として把握し闘いにつけていけるか否かこそ、日本人自らの飛躍に与つての試金石であると思います。「おまえは外国人である。しからば出て行け、出て行かなければ管理されるのは当然である」という言葉は、一般的民主主義的質で応えたのでは、未だ日本国家との対決視点には到っているとはいえません。

以上の意味において、私たちは日本国籍確認訴訟を二重国籍要求としてとらえ、支持・擁護闘争を展開していきたいと思えます。この考え方は、日本国籍確認訴訟を同化と並列する一方からの批判に対しても迫られたものです。したがって、日本国家の「外国人」規定にどれ程肉迫しえるか。この政治内容錬成の場として金鐘甲裁判闘争があるのであり、私たちはこの裁判に何としても勝利していくために、微力ながら関東―東京の地で闘いにつけていきたいと思えます。

◎「関東支援グループ」連絡先

東京都千代田区神田神保町二一四八

共栄ビル十月社気付付

(TEL) 〇三―二六二―〇三〇六

金鐘甲さんの裁判をすすめる会

(関東支援グループ)

金鐘甲さんの裁判をすすめる会の活動

U・X

ときに遠くから私たちの会に便りがまいこんで読んでいると、「会」と名乗っているからには何か整然とした枠組でもあるのだろうと、身に余る錯覚をしておられる方もあるようですので、今回はこの「会」の実体を紹介してみましよう。

会員の人数は？と聞かれても何とも答えようがありません。会費は確か月五百円と決められていたと思いますが、集めたのは二、三回で、もう二年近く集めていません。会誌を出すときなど大きな出費のあるときは、そこに集った者が財力に応じて出費するのが慣例となっておりまう。もちろん会則などなく、しいて言えば金鐘甲（キム・チョンカブ）さんの見舞に土曜日をやつてきて、そのあと病院でよもやま話しをしていく人、月一回程度の裁判研究会に顔を出す人、公判に来る人で、「私は会員だ」と思っている人が会員ということでしょうか。

この会の始まりはもう四年も前になりますが、当時「退去強制」の身で門司労災病院に入院していた金（

キム）さんの見舞にやってくる人が土曜日の夕方に来て、そのあとみんな「なにができるか」などと話し合いを始めたのが最初です。二年前に正式に名前だけは「会」と名乗ってみたわけです。今でも週一回土曜日の金さんの見舞とその後の雑談が「最大の活動」というわけです。「この頃金さん元気ないぞ。」「みんなですきやきでも食つて、マージャンでもして、元気をつけてやるか。」「また病院の方で金さんが飲酒をしたとかでうるさいぞ。」「なんとか対策はないかなあ。」「近頃誰も来ないと言つて金さんむくれていたぞ。」「この次はキムチでも差し入れてやるか。」「まあ、まれには「国籍確認訴訟は民族性喪失の道か否か」などと格調高く議論をぶつこともあるわけですが。来る人も毎週変わつて、いつも二人前後、四人もそろえば盛況といった具合です。金さんの見舞といつても、彼は無口なものだから、だまつてならんでテレビの大相撲を見るといつたものです。それでもやはり女性の人が来てくれたときの方が彼も楽しいみたいです。

裁判をやっている関係上、どうしても硬い話も実務作業もやらねばならず、会員の中から「あれはあまりおもしろくない」などといわれながらもやっているのが月一回程度の裁判研究会で、崔（チォエ）牧師のおられる小倉教会で土曜日の午後やっています。昨年は主に金さんの経歴をまとめることを中心に、「日韓併

合」下の朝鮮の状態、強制連行強制労働の実態、大村収容所の実態、条約と領土変更における国籍の変動の歴史、国籍とは何か、などを関連させて勉強しながら崔（チョエ）牧師を中心にみんな準備書面をつくってきました。今年は国籍についての法律的な論理を裁判で展開する段階となり、皆いつそう額にしわがよりそうです。宋斗会（ソン・ドゥホエ）さんや林景明（リム・キンビン）さんが国籍確認訴訟で展開しておられる論理を勉強しながら、弁護士なしでがんばろうというわけです。

この「会」がなにかしら華々しい活動をするのは、やはり公判のときです。公判の時は手配師さんならどこで集会をするか、今回はどの程度まで裁判所にアピールするか、機動隊出陣ノのときはどうする、などと話し合うわけです。それに身障者切り捨ての国鉄とやりあうのも毎回の行事となっています。三日前までに市役所の証明を得て小倉駅と博多駅の乗車時刻をはつきりして駅長の許可をもらいにこい、そうすれば六百円ばかり割引いてやるが、さもないと新幹線に乗せるかどうかはこちらの都合だ、といばっているわけです。金さんは左半身マヒのため車椅子で行くので新幹線の七号車にしか乗れず、裁判が何時に終わるかかわらないのに帰る時刻など三日前にわかるはずもなく、このわからずやの国鉄の駅長の胸ぐらをつかんだ会員

の心情、わかっていただけのかなあ。それにタクシーだって車椅子を乗せようとするといやな顔をするので、マイカーで送迎専門の会員もいるわけです。それでもやはり公判は、在日韓国人の方や、東京や島根や京都からや、時には青い目の方も来られて、メイン・イベントとなり、私たちもはりきるといいうわけです。

でも、地味で面倒な仕事をしてくれる会員もいます。年一回の入管の「特別在留許可」の更新です。病院に入管は市役所と往復するわけで、もっぱら犬養牧師がやっているわけです。法務大臣の「特別在留許可」などといった恩恵などくそくらえノで更新をもうやるまいとの話も何度もでしたが、この方で刑事訴訟など宋斗会さんのように開戦といくには金さんの病状が許さず、苦々しい思いで更新をしているわけです。国籍確認訴訟に勝てば「特別在留許可」など無論、無縁となるのですが。「平和で自由で民主主義の日本」ではそんなことは想像もできませんノ

「会」らしい格調づけをしているのはやはり会誌の「入管と縁を切りたい」で、これも十ヶ月に一度ぐらい、今年は何万円赤字になるかなあと考えつつ「早く原稿を出せ」と二ヶ月ばかりせつついてできあがるのです。それでもやはり、遠くから一冊送ってくれなど手紙が来ると、ついうれしくなつてまた次号を出そうやとなるわけです。次号はひとつ、金さんと同じよう

な道程を通じて強制連行強制労働させられた在日韓国人・朝鮮人を尋ねて話を聞いて、その報告をのせたいなあと思うわけです。

私たちの会が直接行なっているものではありませんが、福岡高裁で行なわれている孫振斗（ソン・ジンドウ）さんの裁判を傍聴したり、崔（チョエ）牧師がNHKを名前の日本語読みの問題で地裁小倉支部に訴えている人格権訴訟の傍聴に行くのも私たちの動きのひとつです。崔（チョエ）牧師が中心になって行なっている在日韓国人朝鮮人の参政権を含めた五項目要求の県・市との交渉に行くのも私たちのかわりのひとつです。

こんなふうで、誰が会員かさだかならず、一致した考えとてさだかならず、どこから来てどこへただよつていくのかあてもなく続いているのが私たちの会です。「そんなあんた達に在日韓国人の問題にかかわる資格はない、やめなさい」とさる在日韓国人作家の叱責を受けたこともあります、やはり「俺は来たくて日本に来たんじゃないんだ、俺の一生をこんなにしたのは誰の責任なのか。」という金さんの言葉は重く、考えこみながらこの四年間ヨタヨタと歩いてきたわけです。会のメンバーも四年間にずいぶん変りました。新しい人がまたやってくるのを楽しみに待っています。金さんだつて、土曜日の夕方、五・六人もベッドのまわりに集うと、とたんに元気になって例の大きな声で話し出すわけです。「U君、またマージャンをやらんかね。」

『全九州在日韓国人朝鮮人の人権闘争に

関する報告交流会』に参加して

金鐘甲さんの裁判をすすめる会

昨年十二月五日、大韓基督教小倉教会において、第一回「全九州在日韓国人・朝鮮人の人権闘争に関する報告交流会」が六十名の在日韓国人・朝鮮人及び日本人が参加して開かれた。かねてから、九州で在日韓国人・朝鮮人の人権に関する裁判や行政闘争にかかわっているグループの間で相互の交流と連帯を深めるための話し合いの場をもちたいという声があり、またこれらのグループの間で個人的にいくつかの運動にかかわっている人もあつて、それらの人々が呼びかけて交流会が実現の運びとなったのである。

交流会では日本国籍確認訴訟の他、孫振斗（ソン・ジンドウ）裁判、人格権訴訟、行政差別撤廃闘争が中心的テーマとしてとりあげられ、各グループによる闘争の経過報告とそれに対する質問・討論が行なわれた。議論は人権問題にとどまらず、在日韓国人・朝鮮人の幅広い問題にわたり、参加者は夜のふけるのを忘れて熱心な討論を続け、卒直な意見の交換を行なった。参加者は、まず韓国・朝鮮人が日本に在在することの歴史的意味を考え、それが三十六年間に及ぶ日本帝国主義

の朝鮮植民地支配とその結果によるものであり、在日韓国・朝鮮人の人権闘争はこうした歴史的背景を根底にすえて出発していることを確認した。

つづいて、各運動の横のつながりをどのように拡大させていくかが話し合われたが、まず各運動とも抱えている運動の輪がひろがらないという共通の問題を、運動の相互の交流によつて人数の動員をはかり解決してはどうかという意見がだされたが、それは少し安易な考えではないかという反論がなされた。例えば「日本国籍確認」の論旨には、在日韓国・朝鮮人はもちろん日本人の間でも「朝鮮人の民族性を抹殺するもの」という強い反対意見があり、このような運動の本質を問わず人権闘争ということで他の運動にかかわることは、運動を深化させ発展させていくことにはならないというものであった。ただ、一言つけ加えるならば、金鐘甲（キム・ジョンカプ）氏が裁判で「入管と縁を切りたい、入管体制は自分の人間的尊厳を奪っている」と訴えているように、在日韓国・朝鮮人の人格が日本国家権力によつて第二級的にしか扱われてこなかったことに對する彼らの人権闘争は、まずもつて日本国に對する不当な人権侵害の糾弾であり、また日本人と同等の人格的権利を要求する人権擁護の闘いであると言ふことができるのではないだろうか。我々は運動の共通して闘える部分では積極的に連帯していきたいと願っている。しかし、個々の運動は人権だけでなく多くの問題を内在させているだけに、運動にどのようなにかかわるかは、運動に参加する個々の人々に課せられた

問題としてとらえてほしいと思う。

次に、民族に關する議論の中で印象に残ったことは「民族意識は、日本人社会の中で自分が生きていくために日本人になりきろうとすることから生まれてくる」という在日韓国人青年の言葉である。それは、戦前の朝鮮人同化政策に抵抗した朝鮮民族を想起させるような胸につきささる言葉であった。参加した日本人から「日本民族としての誇りということを考える」と恥しいことだ」という発言があったのであるが、我々日本人としてもこうした問題をじっくりと考えてみるべきではないだろうか。そうでないと韓国・朝鮮人からの抑圧民族という批判に答えていくことができないと思う。さらに、日本における部落大衆との反差別共同闘争に關連して、部落解放同盟の闘争方針には納得しかねるとの参加者の発言があったが、時間がなく充分な討論がつくされなかったのが残念であるが、私たちの会としては部落解放同盟との共同闘争は従来も、そして今後も積極的にとりぐんでいきたいと考えている。

最後に、交流会をふりかえつて、私たちは在日韓国・朝鮮人の人権だけでなく広い問題にわたつて意見の交換をすることができたことは、大きな成果であった。また、在日韓国・朝鮮人とも意見を交え、少しずつではあるが相互に交流を深めることができたと思う。こうした交流会を今後もひきつづき開き、運動の輪を広げていきたい。また、私たちの会としても、今回の交流会の成果を積極的に生かしていきたい。

剝奪された国籍

崔 昌 華

はじめに

入管法改悪反対、外登法改悪反対のスローガンはよくみることが出来る。又、〇〇〇氏強制退去反対というビラも時々みうけられる。特にこの雑誌「朝鮮人」の副題は——大村収容所を廃止するため——と書かれており、一貫した主張は「在日朝鮮人が日本人なみの人権を認められるまでは戦後民主主義といっても、絵にかいた餅だ」ということである。

しかし、これらのスローガン・主張の根本問題は一言で言えば、「国籍問題」と言わざるを得ない。

基本的人権の立場から「国籍」に焦点をあてて考えてみたいと思ふ。

「国籍」問題は人間の心の問題であり、その社会を構成する人々の心が反映される法的表現と言わざるを得ない。人間が人間としての良心を持ち続ける限り、過去の歩みと現在の状況に責任をおわなければならない。

(一) 在日韓国人・朝鮮人の実態

① 宋斗会氏裁判

宋斗会氏は昭和四四年一〇月二三日、日本国法務大臣を被告として「日本国籍確認の訴え」を京都地方裁判所に提出した。

宋斗会氏は一九一五年六月八日、日本国民である父母から朝鮮で生まれた。五歳頃、父が住んでいた日本に来た。その後、京都府網野町日蓮宗本覚寺の住職木村日英の徒弟として引き取られた。

一九三〇年、網野小学校高等科卒業、一九三三年九月一日、神戸から乗船、大連に到着。その後、中国において日本人関係の寺に身を寄せていた。

一九三七年九月頃、橋本部隊(野戦重砲連隊)の部隊本部付通訳兼従軍僧という立場にいたこともあり、日本人との関係で生活していた。日本の敗戦を中国で迎えた。

一九四七年、生活の本拠地であった日本に引揚げ、日本の各地に住んでいた。

一九六五年二月、外国人登録をしていないことで逮捕され、一週間拘留後、外国人登録法違反で懲役一ヶ月、執行猶予一年の判決を受けた。

一九六五年六月入管より取り調べを受け、その後、特別在留許可一年を与えられ、一年ごとに更新することになった。

年に一度、入管より強制される「在留期間更新許可申請」が宋氏にとって、このうえもなく屈辱的であるということであった。

提出書類

一 在留期間更新許可申請書

一 身許保証書

(内容 身許保証書

国籍

氏名

右の者の本邦在留に関し、左記の事項について保証いたします。

一 滞在費

一 船国旅費

右確かに相違ありません。

昭和 年 月 日

保証人氏名

住所

法務大臣（殿）

- 一 身許保証人の登録済証明書 一通
- 一 在職証明書 一通
- 一 納税証明書 一通

許可されたならば、外国人登録証明書、印紙代一〇〇〇円、旅券を保持している人は持参ということになっている。

日本政府、入管が宋氏を恩恵的にこの日本に在留を許可しているということが宋氏にとって屈辱以外の何ものでもないのである。

よく考えてみれば、日本に何か借りでもあるのか？ 宋氏の半生は日本人よりも大日本帝国を愛し、そのため生命の危険をおかしたことも二度、三度はあった。

この生涯は日本政府、入管の態度と真つ向から衝突するものであった。それで後半生を入管体制に対する闘いにささげる決心をした。

一九六九年「訴え」を提起し現在裁判中である。このような約五年間の裁判闘争からの確信にもとづいて、一九七三年七月十七日、

東京の法務省の正門前で自分が今までもっていた外国人登録証明書、京都府網野町長発行第三八四九六号を公開の場で焼きはらった。

このような外国人登録証明書を携帯する理由がないと宣言し、日本国を相手に真正面から闘いをいどんでいる。

宋氏は「私は主観的にも実体的にも日本国民以外の何者でもない。かつて大日本帝国から日本国民であることを強要され、私は日本国民として生れ、日本国民として生活して来た。私は日本国籍を放棄したことはない。私は日本の中で日本国民としてより、生きていけない」と主張した。

外国人登録法には、外国人登録証明書がない場合、十四日以内に再交付申請することになっているが宋氏は自分の確信に反するので再交付申請をしなかった。そのため外国人登録法違反事件として起訴された。現在京都地裁において刑事裁判として裁判中である。

② 金 鍾甲氏裁判

金氏は一九二〇年十二月二五日、日本国民であった金 日文の長男として朝鮮で生まれた。母も日本国民であった。

一九四一年六月頃、国家総動員法の体制のもとで、朝鮮人に課せられた強制連行、強制労働の政策のもとで、日本内地の千島について宮城県にて日本の敗戦まで牛馬同然に強制労働させられ、その賃金も支払われなかった。敗戦後、やっと強制労働からは解放されたが、ひきつづいて宮城県にて単身生活を送って来た。

一九五一年、偏見と予断をもって贓物罪をデッチあげられ一年二ヶ月の実刑を受け、刑に服し、出所後、直ちに「退去強制」となり大村収容所に収容された。

一九五八年「特別在留許可」により大村収容所を出所、以来北九州市門司区にて仲仲仕などしながら生活してきた。在留期間更新手続きは毎年なされていた。

一九七〇年十一月、在留期間更新申請が不許可となり、このため一九七一年八月六日、再び「退去強制」の身となったがその理由は不明であった。同日、保釈金三〇〇〇円で「仮放免の許可」を得て北九州市内に居住制限され、しかも毎月一回づつ、退去におびえながら仮放免の期間更新をしながら当地にて生活していた。もし、仮放免の期間更新（一ヶ月）が不許可になれば、ただちに強制収容され、大村収容所に移送されるのである。

一九七一年十二月、脳卒中発作のため左片マヒ門司区浅尾外科に入院。一九七二年八月二三日、門司労災病院に転院し、現在まで入院加療を続けており、車イスを常用、仮放免の不安定な身分だった。一九七四年八月五日、法務大臣に退去強制処分取消の再審査嘆願書を提出し、同年十一月六日「特別在留許可」を得て現在に至る。

一九七五年八月十一日、金氏は福岡地方裁判所に日本国を被告として「日本国籍確認損害賠償三〇〇〇万円等を要求する訴訟」を提起した。

訴訟において金鍾甲氏は「前記のとおり、私は日本国民として生

れ、日本国の為に若くして肉親と引き離され、強制連行、強制労働によって日本国に奉仕させられて来た。戦前は皇国臣民としてその義務を強制され、戦後は一方的に外国人とみなされ、一貫して抑圧と強制を受け、人生を破壊、蹂躞られ、耐えがたい苦しみを受けて来た。しかもそれでもなお、日本国においてしか生活出来ないような人間にされてしまった。その私に対して、日本国（被告）は退去強制したり、仮放免したり、特別在留許可にしたりして来た。

今、私の生涯をふりかえってみると、私が民族として朝鮮人であることにいささかの疑いもないし、そのことに絶対の誇りをもっている。同時に私は日本国籍を有していると信じており、私自身に対する日本国のこのような扱い方はまったく腹立たしいものであり、私の半生をとりかえしのつかないものにしてしまった。

被告により生じた私の損失はまったく金銭ではかえられないが、あえて金額に換算すると三〇〇〇万円相当と考え、右金額を請求する。」となっている。

一九七五年十月三日、福岡地裁で午前十時第一回公判が開かれる。

③ 申^{シン} 京煥^{キョウカン}氏裁判

申氏は一九四八年一月十五日、兵庫県宝塚市で生まれ、宝塚韓国小学校、宝塚第一中学校を経て、一九六六年三月、県立有馬高等学校を卒業した。高校卒業後は社会に出て活躍すべく、就職に期待をかけていたところ、韓国人であるということにより、希望した会社に就職できず、深い挫折感に陥った。

ダンブの運転手として働く中で誘われるままに仕事仲間と犯罪を重ねてしまい、一九六八年五月十四日、静岡地方裁判所において懲役八年の刑を受け、松江、水戸、岩国少年刑務所において更生を誓いながら、まじめに服役し、無事故表彰を受けるなど模範囚として生活したため、約五年で岩国少年刑務所を仮出所することが出来た。

申氏は一九六九年十月二日付で、出入国管理特別法一条により、協定永住許可を与えられていたが、出入国管理特別法六条に「無期

又は七年を越える懲役または禁固に処せられた者」に対し強制退去できると規定されていた為、法務大臣より強制退去令を受け、一九七三年九月二十日、仮出所と同時に大村収容所に送られ、一九七三年十一月二十八日、言葉も知らず、一度も行ったことのない韓国に強制送還されることであつた。

法的地位協定の合意議事録には「協定永住者の家族の退去強制については家族構成、その他の事情を勘案し、人道的見地から妥当な考慮が払われる」と規定している。

申氏の父は六八歳、寝たままの病人であり、又精神障害の為何も知らない状態であり、母は六五歳、病弱であり、申氏は一人息子として生活を支えるとともに両親を扶養する義務があり、韓国の習慣は息子が全責任をおって、両親を扶養することになっているので、申氏が両親の為に同居しなければならない状況である。

しかし、法務大臣はこれらの家族構成、その他の事情を勘案すべきであつたのに、慎重に配慮しないまま、強制退去令を発したのである。

一九七三年十一月十四日、申氏は日本国を被告として、東京地方裁判所に「強制退去処分取消し」と「執行停止」の「訴え」を提起した。

翌日、毎日、朝日、東京、サンケイ、読売各新聞が大きく「強制送還は不当」としてとりあげ報道した。

これは日韓条約締結後、協定永住許可者としては最初のケースである。

十二月二日、申氏を含めた送還者名簿の発表が大村収容所であつた。

十一月二日、申氏は裁判所から「執行停止」の仮処分が認められ送還は中止された。

一九七四年二月十九日、大村収容所から仮放免され、六年ぶりに宝塚の両親のもとに帰ったが、毎月一回、神戸入管において仮放免の期間更新を行っている不安定な法的身分である。

一九七五年九月二日、午後一時東京地裁において、証人尋問が

始まり、小生が最初に証言台に立つことになる。このように現在裁判は進行中である。

④ 孫 振斗氏裁判

孫氏は一九二七年三月十五日、大阪市東淀川区本庄川崎町五丁目一番地に出生、一九四二年三月、布施市長栄国民学校高等科卒業、一九四四年六月頃、広島市南観音町昭和新聞三三五一番地に転居、製紙所に勤務していたが一九四五年八月六日、広島市皆実町専売局構内の電信電話局倉庫内において被爆した。

その後、家族（両親）は帰国したが、孫氏は大阪、京都などで働きながら生活していたところ、一九五一年二月、外国人登録令違反（外国人登録をしていない罪）で、懲役三ヶ月の判決を受け、服役後同年七月、大村収容所から韓国へ強制送還された。言葉も知らず生活の本拠が日本にある為同年十一月、自力で入国、そのまゝ生活していたが一九五三年七月八日逮捕、また強制送還された。

一九六四年四月、自力で入国、生活していたが逮捕、一九六九年二月二六日強制的に自費出国させられ、生活の根拠が日本にある為一九七〇年十二月三日再び自力で入国し、佐賀県串浦港沖で逮捕された。

孫氏は現在大村収容所に収容されておりながら、日本国を被告として「強制退去処分取り消し」の訴訟を福岡地方裁判所に提起している。

他方、福岡県知事に対して、被爆者健康手帳の交付申請をしたが却下された。その為福岡県知事を被告として、被爆者健康手帳交付申請却下処分取り消しを求める訴訟を福岡地方裁判所に一九七二年十月二日提起した。

一九七二年八月八日、衆議院社会労働委員会で厚生省の責任を山本政弘代議士（社）が追及、厚生大臣何も答えられなかった。

第一審は一年六ヶ月にわたって争われ、一九七四年三月三十日、福岡地方裁判所で、原告孫氏の主張を全面的に認め「被爆者健康手

帳を交付せよ」との判決があった。第二審も、一九七五年七月十七日福岡高等裁判所は原判決と同様な判決をした。福岡県知事は最高裁判所に上告した。その最大の理由は孫氏が自力で入国したということである。合法的に入国しなかったということである。

現在、最高裁判所で審議中である。八月七日小生は、大村収容所で孫さんに面会したが、孫さんの一言一言の悲痛な苦しみの叫びは私の生涯忘れることが出来ないものであり、国家権力が一人の人間のもつ権利をふみにじった実態をまのあたりにみる事が出来た。

⑤ 宋 義明氏（当三二歳）

茨木市で生まれ、三代の独り子である。年若い祖母と両親、家族はすべて日本に在住している。気の弱かった宋氏は犯罪をおかし服役、自ら深く反省し、更生を誓い再出発を固く決意、釈放の日を指折り待っていたが、釈放されたとなん、強制送還の為大村収容所に収容された。外国人登録証明書、国籍欄には「朝鮮」（朝鮮地域の符号）となっていた。

送還先が朝鮮か韓国かということで、収容所を転々と移転したが、本人は死んでも送還されることに反対。両親や生活の本拠地である日本に住みたいと哀願しており、ただ入管当局の人道的配慮を待ちながら収容生活を送っている。

犯罪を同じく犯しても、日本人は服役だけですむが、在日韓国人、朝鮮人は更に社会的死刑にも該当する生活の本拠地、日本から追放という行政罰が加えられている。

⑥ 戦前韓太（サハリン）に強制連行され強制労働に従事していた韓国人が四万数千人であった。戦後、日本人は殆んど引揚げ船で内地に引き揚げたにもかかわらず、韓国人は外国人であるという理由で引き揚げ船に乗船を拒否され、そのまま戦後三十年、異域の地にとのこされた。

⑦ 一九六八年八月二三日付読売新聞に

「あなたは日本人でない」、元韓国人に殺身に遭連、と題する記事が大きく報道された。

事案の概要は次のとおりである。

長崎県島原市に住む後藤幸次郎さんは、朝鮮大邱府南山町四三四番地出身の朝鮮人で、もと福田幸次郎という姓名であったが、十四歳の時来日し、以後内地に居住し、一九四八年九月二四日佐世保市八幡町二一番地に本籍のある日本人後藤キクエさんと妻の氏を称する婚姻をし、後藤姓を名のこととし、新戸籍を作る旨の婚姻届書が同日付で佐世保市長により受理され、佐世保市に後藤夫婦の戸籍が作られたのである。

しかし、改正民法が施行された一九四八年一月一日以降は朝鮮籍男と内地籍女間の「妻の氏を称する婚姻」の届出は受理すべきではないと考えられるところから、前記の婚姻届出は誤って受理されたことになるのである。

ところが、その誤りが最近まで気がつかず、佐世保市長は昨年六月この誤りを発見し、戸籍を訂正するよう本人に通知したのである。ところが本件の場合、婚姻自体は有効と見られる為、婚姻により妻が夫の朝鮮籍に入るべきであり、一九五二年の平和条約の発効により、後藤夫婦は日本の国籍を失い朝鮮国籍を取得したと考えられるのである。

本件の焦点は、このように戸籍と国籍にかかわる重要な問題を提起しているが、その根元は、本事案の朝鮮籍男と内地籍女間の妻の氏を称する婚姻届出が何故許されないかという点にあったといえよう。その理由は、委員会議事録における民事局長の答弁につくされているが、ここで簡単にふえんするならば、朝鮮は日韓併合後も内地とは法制を異にする異法地域であったため、内地の改正民法も当然には朝鮮籍男には適用がないわけである。一九四八年一月一日以降朝鮮籍男と内地籍女との婚姻成立の場合は、婚姻の効力として夫の属する地域の法令すなわち朝鮮の慣習によることになり（共通法二条二項、改正後の法例十四条、朝鮮民事令十一条一項本文）、こ

れによって妻が夫の朝鮮籍に入るという原則が維持されていると見るのが相当であり、その結果、妻は内地籍から除かれるべきものとなり（共通法三条一項）、朝鮮籍男は妻の内地籍に入る原因はないこととなるのである。

しかし誤って婚姻届出が受理された場合には、その届出が婚姻の意思を欠かない以上婚姻自体は有効に成立し、その結果本件の場合妻は夫の朝鮮籍に入るべきものとなったわけである。ところで、一九五二年の平和条約発効時において朝鮮籍にあるべき者は、右条約の効果として当然に日本国籍を失い、同時に朝鮮国籍を取得したと解されるので、本件の後藤夫婦もその時点でともに日本国籍を失い、同時に朝鮮国籍を取得したものと考えられるのである。

この問題について一九六八年十一月十二日参議院法務委員会問題にされた。

⑧ 鄭 商根氏

東大阪市荒川三丁目、一九二一年十一月十日出生。

一九四五年七月、釜山から日本海軍軍医としてマインシャル諸島に上陸、爆発事故で負傷した。病院船で機須賀海軍病院に入院、東京目黒の海軍軍医学校などで回復訓練を受け、療養中に終戦（鄭さんの右腕は義手である。左耳は音を失った。視力も弱い。海軍病院でもらった義手には感謝のマークがあった）。

一九七一年十一月二六日付で、厚生大臣に「福祉厚生に関すること」で嘆願書を提出。十五ヶ月たった一九七三年二月、厚生省から返事が来た。

「一九六五年六月、日韓協定が調印され、日本国と韓国および両国の国民との間の請求権の問題は最終的に解決され……（略）遺族援護法の障害年金を受けることは困難であると思われまます。」との返事である。

⑧ 戸籍 龍瑞氏(當七二歳) 北九州市戸畑区

一九四七年七月、一通の封書が配達された。
「厚第一六七一号」

昭和二十二年七月十六日

戸畑市長代理助役 福岡 鴻

殿

戦時死亡者内報御通知のこと。

標記の件につき左記の通り福岡地方世話部長より内報が有りましたので御通知致します。

記

英霊番号 七六、所属 歩、七三聯、階級、伍

氏 名 李家東作

本 籍 京畿道富川郡桂陽面仙住地里二〇一

現住所 戸畑市東戸畑八町内六隣組

統 柄 父

遺族名 龍瑞

区 分 戦死 年月日 二〇・八・五

場 所 バギオ東地方七四軒」

その後、何の便りもない。一九七五年八月六日、戸畑区役所を尋ね、軍人恩給、遺族年金が何故支給されないかと問うた。

答えは「日本国籍がないから」又は、「一九六五年の日韓条約ですべて解決したので」という返事であった。

戦死した場合、遺族年金が年間三六六〇〇〇円支払われているとのことであった。そして、一九五四年四月から支給されたとのことであった。

(二) 剥奪された国籍

以上列挙したケースは在日韓国人、朝鮮人の一側面をあらわしており、このような状況を生み出した様々な法的側面を考察し、その

根本をたどってみるとそこにただ一つの根本政策があることに気づくのである。小生は、この根本政策に気づくまで約十年という期間がかかった。又その根本政策を合法化する為の法理があることに気づくのである。

結論から先に述べるならば「日本国籍を保有しておれば」これらの諸問題は解決されるのである。即ち国籍をもつことによって、居住権が無条件に保証され、退去におびえることなく居住出来たはずである。

ここに国籍問題が基本的人権に関係する、まず根本的なことであることに気づくのである。

日本国は在日韓国人、朝鮮人を追放することが基本政策であった。この基本政策を遂行する為には、日本の本来の領土内に居住している在日韓国人から、日本国籍を剥奪することであった。日本国政府はこの為に着々と法的手続を一步一步ふんで来たのである。

一九四五年十二月十七日、第八九回帝国議会で衆議院選挙法の附則において、「戸籍法の適用をうけないものの選挙権および被選挙権は当分の間停止する」(法律第四十号)と規定した。

議会における説明によると「尤も講和条約の締結まではなお帝国の国籍を保有して居る者と考えられますので、今日直ちに選挙権及び被選挙権の享有を禁止することは適当と認めがたく、選挙権及び被選挙権を有するが、その国籍が国際法上確定するまで、当分の内之を停止する取扱いと致した次第であります。」である。

基本的人権の最も重要な部分は参政権である。この参政権を帝国議会が一方的に停止するという表現を使用しながら、実質的には剥奪と同じ結果を生み出したことである。敗戦後、民主主義体制を受諾したはずの日本政府が民法を理由として、言葉上では「戸籍法の適用」という用語でそれを正当化させたのである。

一九四六年四月二日、G・H・Qより(SCAPIN八五二)、「非日本人の日本入国と登録に関する覚書」が発せられた。

「一、占領軍部隊に属さない外国人が随時日本へ入国する許可を与えられることがある。これらの者は半永久的に日本に居住するであ

ろう。現在外国には日本領事が駐在せず、従って、旅行査証を受けることが出来ない為に、合法的な入国居住手続の設定が必要となる。

二、次に述べる手続において、日本帝國政府が日本側としての処置を実施する為の手段を講ずることを希望される。

④ 最高司令官は、入国を許可された者に對してその許可を通告し、旅券査証の必要は廃棄されるが、彼等が日本に到着した時は登録の為、日本の内務省に出頭すべきことを通知するであらう。

⑤ 日本帝國政府は前記に記された所によつて、入国を許可せられた者の氏名を通報せられるべきことを通知するであらう。

⑥ 日本帝國政府は前記に記された所によつて、入国を許可せられた者の氏名を通報せられる。

⑦ これらの者が内務省に出頭したならば、日本帝國政府はこれを登録し、身分証明書その他日本國內居住を合法化するに必要な書類を交付することを要する。」

この覚書は明らかに今後入国を許可された人々に対する登録についてであつた。この覚書を根拠にして、一九四七年五月二日、ポツダム勅令第二七〇号「外国人登録令」を公布即日施行した。

第十一条、台湾人のうち内務大臣の定めるもの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間これを外国人とみなす。

第十三条と第十四条、第十五条には退去強制が規定されている。

總司令官の本来の意圖とは全く違つて在留日本国籍者である朝鮮人、台湾人を外国人とみなしたのである。

ここで「外国人とみなす。」ということは何を意味するのか。それは日本が外国人の居住について恩恵として認めるのであるということである。即ち、外国人は日本政府の裁量で退去させることが出来るということである。

ハーグの無国籍に関する特別議定書第一条に「常時的赤貧状態にあるとき、また少なくとも一ヶ月の禁固の刑に処せられ、その執行を終えた時、滞在国の請求により国籍国は引き取る義務あるものとす」と規定されている。

外国人とみなすことから國際法的に外国人の法的地位に安定させ

ておこうとするのが、日本政府がこの外国人登録令を制定した意圖といわざるを得ない。このことによつて、在日韓国人、朝鮮人の居住に関する権限をにぎることであつた。

それ故、外国人登録をしなければ一應役一年以上の人々を大村收容所に收容。韓国へ強制退去させたのである。

「平和条約の発効に伴う国籍及び戸籍事務の取扱ひに関する昭和二十七年四月十九日付、民事、甲、第四三八号、民事局長通達」の朝鮮および台湾に関する部分を見ると次のようである。

「朝鮮及び台湾關係

一、朝鮮及び台湾は条約の発効の日から日本國の領土から分離することとなるので、これに伴ひ朝鮮人及び台湾人は内地に在住している者を含めて、すべて日本の国籍を喪失する。

二、もと朝鮮人または台湾人であつた者でも、条約の発効前に内地人との婚姻、養子縁組等の身分行為により、内地の戸籍に入籍すべき事由の生じたものは内地人であつて条約発効後も、何らの手続を要することなく、引続き日本の国籍を保有する。

三、もと内地人であつた者でも、条約の発効前に朝鮮人または台湾人との婚姻、養子縁組等の身分行為により内地の戸籍から除籍せられるべき事由の生じたものは朝鮮人または台湾人であつて、条約発効とともに日本の国籍を喪失する。」

この通達によつて、明白に在日韓国人、朝鮮人が日本の国籍を喪失することになった。

国籍の喪失が民事局長の一片の通達によつて決定されることが果して民主主義理念と一致するかどうかである。日本政府が今までとつて続けて来た基本政策が一片の通達によつて明示的に提示されたのである。それは、日本の国籍を喪失せしめ、外国人の法的地位に安定させることによつて、國民としても權利を否定したのであつた。そして、日本政府の意のままに追放か、又は同化を強制して来たのである。

〔三〕 領土変更と国籍問題

日本の行政当局は、日本国籍の喪失の原因を平和条約第二条a項に求める。

「日本国は朝鮮の独立を承認して済州島、巨文島及びうづ嶺島を含む朝鮮に対する、すべての権利、権原及び請求権を放棄する」と規定されている。

文官から明白なように、この条約は領土の変更を規定したものである。

国際慣習から考えると領土が変更された地域に住む住民は領土変更という国際法的事実によって無条件国籍が変更される原則がある。それ故、朝鮮地域に住む住民はすべて日本国籍から独立した国家の国籍に変更するのである。これは確立された国際法である。

しかし、領土変更のなかった日本本来の領土に住む人々は国籍の変更はないのである。この確立された国際法の原則に例外をおくためには当事国が明白な規定を設けなければならない。

国籍選択権というのはこのような厳格な国際法において、個人の人権、個人の自由意思を尊重する為に設けられた制度である。

数多くの平和条約において、国籍について特別規定をおき、その中に国籍選択の自由を認めたのである。

第一次世界大戦後のヴェルサイユ諸条約において、国籍選択の自由を保障したのである。日本との関係では、下図条約(日本と清国)第五条に次のように規定された。

「日本国へ割与セラレタル地方ノ住民ニシテ、右割与セラレタル地方ノ外ニ住居セムト欲スルモノハ、自由ニ其ノ所有不動産ヲ売却シテ退去スルコトヲ得ヘシ。其ノ為、本条約批准交換ノ日ヨリ、二箇年間ヲ猶予スヘシ。但シ右年限ノ満チタルトキハ、未タ該地方ヲ去ラサル住民ヲ日本国ノ都合ニ因リ日本国民ト視爲スコトアルベシ」。

下図条約第五条は国籍選択を規定している。この条約の前提は国

際法の原則に従って、領土の変更によって台湾に居住する台湾人はすべて日本国民になったのである。この原則の適用を緩和する為、即ち、日本国民となることを欲しない台湾人に対して、二年間の猶予期間を与え、不動産を処分して退去することをみとめたのである。これは横渡國、清國の国籍を回復するという国際法における国籍選択である。

このような明文の規定がサンフランシスコ条約には規定されなかった。ただ、「朝鮮の独立を承認して」という文言がある。これを日本政府は拡大解釈して、日本に在住している在日韓国人、朝鮮人を独立した国家の国民であると解釈したのである。この解釈はその背後に日本本来の領土には権利としての居住権がない。即ち、独立國の国民であるから、原則的に帰國してもらいたいという立場である。自主的に帰國しない場合、種々の法律を制定し、その違反者を強制追放しようという意図でもある。

このような行政当局の考え方に對し、人権のトリズであるはずの最高裁判所も、行政当局の立場を支持したのである。

このような日本政府、最高裁判所の立場は国際法における原則を無視したものであり、今だから、その例を見ないのである。即ち日本本来の領土に居住している在日韓国人、朝鮮人から日本の国籍を一方的に喪失せしめたことである。これが全体主義國家の立場なら納得するが、個人の基本的人権を最大限に保障するという民主主義國家といわれる日本が在日韓国人、朝鮮人の基本的人権を無視し、このことによって、強制退去を分法化したのである。

この問題は国際問題として提起しなければならない重大な人権侵害である。

〔四〕 国籍の本質

基本的人権の立場から、国籍を考慮することは非常に大切なことである。私達は「国籍」という用語を使用する時、その用語の概念なり、意味なりはすでによく知っていることを前提として話しを

進めて行くのである。

小生が「剥奪された国籍」という時、用語としての「国籍」が何を意味するかを考えなければならぬ。多くの在日韓国人、朝鮮人が日本国籍が剥奪されたといえ、気でも狂ったのか？強制された日本国籍がなくなつてあたりまえであり、それが解放の意味するものである。解放とはまさに強制された日本国籍からの解放であると考えるのである。

この時「国籍」とは民族概念としてとらえておるのである。民族国家においては「国籍」を民族と同一視して来たのである。現在の国家が世界に散在している民族を土台として成立した国家はどこにもありえないのである。即ち、国家の三要素、領土、統治する政府、人民、ここで人民を世界に散在している民族を基礎にしてはいないということであり、どこまでも領土内に居住する人民を基礎としているのである。

日本は、ブラジル、アメリカ、アルゼンチンに移民している日本人（民族として）を基礎として、日本国家が成立しているのではないのである。

日本はどこまでも、日本領土内に居住している人民が基礎であり、そこに統治権が及ぶのである。日本は単一民族といつておるけれど、実体は多数民族である。アイヌ民族、大和民族、オロチョン民族、オキナワ民族、朝鮮民族等である。

「国籍」という用語は主観的に「民族」と同一視することばとして考えられて来たが、本質的には居住そのものである。国籍という用語が使用される以前は「定住」という用語を用いた。

それ故「剥奪された国籍」という意味は剥奪された居住、参政権である。

居住というものは無人島にただ居住することではなく、人間社会において、居住そのものによつて人間対人間、人間対社会、という関係において目には見えない絆が結ばれるのである。一世代、二世代と定住することによつて人間相互間に固い絆で結ばれ、その絆の存在こそ、まさに国籍である。

居住を移転すること、一時的でなく、永住の意思をもって居住を移すことは、今までの人間対人間の絆をたち切り、新しい定住によつて新しい人間関係、絆を創設することである。このことは今までの国籍をたち切り、新しい国籍を得ることになる。

国際法の観点からは国籍をこのような意味でとらえているのである。それ故、国籍に関する唯一の国際司法裁判所の判例において、即ち、ノッテボーム事件において「国籍は結びつきという社会的事実に基づけられて法的絆である。社会的結びつきというのは生存、利害、感情等の事実上の連帯関係であり、これに権利義務の対応関係が結びついていて」と述べている。

国籍というものを抽象的概念として理解すべきでなく、どこまでも社会的結びつき、特に出生、教育関係、就職関係、永住の意思有無等を考慮すべきである。即ち、国籍概念を不変的なものとして、固定した概念としてとらえるべきでなく、その社会的実態に適應した、可変的概念としてとらえるべきである。より根本的には法概念をどのように理解するかである。

実態を無視した法概念こそ、形式主義的考え方におちいるのである。法はまさに生きた社会、変遷する社会の実態を表現するものであつて、ある固定した概念をもって、いつまでも律することは出来ないものである。

このような意味で、国籍という言葉を変動的な価値をもった抽象的な記号として用いることが出来、その価値はそれぞれの規定の絆が与える価値次第である。

法秩序は国籍概念を生ける社会的現実に基づけるものである。

以上のことを念頭におきながら、もう一度在日韓国人の実態の⑦を眺め返してみよう。

佐世保に住んでいた日本人後藤キクエさんは一度も日本の地を離れたこともなく、当時日本国籍を保有していた朝鮮人福田幸次郎と結婚し、佐世保に居住し続けたのである。まさに、日本の佐世保に定住があるにもかかわらず、他方、韓国には足をふみ入れたこともないのに、国籍が韓国になっているといい、民法、戸籍云々して合

理化しているが、それはどこまでも国内法における問題である。

特に国際法が意味づけている国籍概念、定住との關係を無視して、一方的に日本国籍は喪失したと解することは、国家主義の残存と言わざるを得ない。

何故、領土変更の時、変更された領域の住民が国籍の変動をもたすかということである。領土に人間が定住することによって、その領土上の人間相互間の絆が結ばれている故に、領土と共にそこに居住している人々全部が国籍を何の条件なしに變動するのである。

台湾が清国から譲渡された時、日本の国籍は無条件に台湾に居住している人々全部に与えられ、変更したのであった。しかし、この時、中国民族としての主体性は持ち続けたのである。即ち、少数民族としての中国民族が存在するのである。

韓国においても同じである。武力により締結された韓日併合条約によって、すべての韓国民族は日本国籍を保有することになり、本意ではなかったけれど少数民族としての韓国民族が存在するようになった。けれど、全体主義国家であった日本政府は少数民族としての中国民族、朝鮮民族の存在をいつまでも認めようとせず、同化政策により、民族の主体性を喪失せしめ、大和民族化するのに努めたのであった。神社の設置、皇国臣民の誓詞、神社参拝の強要、東方遥拝、創氏改名、民族の言語の使用禁止等、同化政策であった。

在日韓国人、朝鮮人が戦前、日本国籍を強要されたけれども、韓国から日本本来の領土に居住を移転し、永住することによって、日本国籍を内実化させたのであり、参政権を得ることによって、日本国籍がより内実化されたといえるのである。

国籍とは国籍法に無条件、無制限に居住できる権利をもつものであり、国籍法において、国民としてすべての権利、義務をもつものである。それ故に、参政権をはじめとするすべての基本的人權が保障されるのである。これはどこまでも法的側面である。

(五) 結 び

国家は自国民から国籍を剝奪しうる事が出来るのかどうかである。これは国家の政治体制によって異なる。全体主義国家は国家の名において、国籍を剝奪するのである。

ソヴィエト政府は、作家ソルジェニツウインから国籍を剝奪し、他国へ追放したのである。この場合、他国が受入れを承諾し居住を許可したから問題は解決したが、いかなる国でも入国を拒否した場合、無国籍者として、国民としての権利が剝奪されるであろう。民主主義国家は国民の基本的人權を最大限に保障する為、国籍を一方的に剝奪することはあり得ないのである。もし、民主主義国家と称する国家が一方的に国籍を剝奪したならば、それは民主主義規定に反する故、民主主義国家とは言えない。

在日韓国人、朝鮮人は日本の敗戦時、約二一〇万いたのが、敗戦後帰国して、現在六三万が日本に居住し、帰国した一五〇万の人々は日本における居住歴が短かく、やはり生活の本拠が韓国であった為帰国した。しかし、日本にまだ居住している人々は敗戦前一〇年又は二〇年と日本の地に居住することによって、生活の本拠が出来た人々である。

現在六三万の八七が、日本で出生した二世、三世であり、日本に生活の本拠を持っている人々である。

このように、日本本来の領土に長期間居住することによって、日本国籍を内実化させた在日韓国人、朝鮮人と全く一方的に強要され、

日本本来の領土に居住することなく、空洞化された日本国籍をもつ韓国における韓国人とを同一視して、一括して平和条約第二条a項「朝鮮の独立を承認して」という文言を拡大解釈したのは国際法違反と言わざるを得ない。

空洞化された日本国籍を保持していた韓国に居住していた人々から日本国籍の喪失を認めることは他言を用いないのである。

日本在住の在日韓国人、朝鮮人から内実化された日本国籍を剝奪

し「外国人とみなす」ことによって、居住そのものが脅やかされたのである。それ故、宋斗会氏、金鍾甲氏は權利としての居住權、參政權を認めさせるべく日本國籍確認訴訟を提起しているのである。本質的には、申京煥氏、孫振斗氏、宋義明氏も國籍問題、即ち居住權の問題である。外国人とみなすことによって、大村收容所の必要が生じたのである。

又、外国人とみなすことによって、鄭商根氏は障害年金も受けられず、丁龍瑞氏は遺族年金を受けられないのである。ある時は日本國民として、戦場で死なせ、遺族年金を払う段階では、外国人である為、という論理が適用され今日に至っている。

このような論理がサハリンにおける韓國人にも適用され、若き頃強制連行され、牛馬の如く労働させられたあげく、敗戦後、引揚げの段階で、引揚げ船に乗船しようとする、外国人であるという理由で乗船を拒否され、今もサハリン（樺太）において、その殆んどが結婚も出来ず、一人その日その日を送っている事実を想起しなければならぬ。

このような日本國の論理が民主主義理念になじまないものであり、このことについて、日本人は勿論のこと、在日韓國人、朝鮮人も気づいていないのである。

小生は一九七五年五月「國籍と人權」（酒井書店、二、五〇〇円）という本を書いた。これはまさに、日本政府が戦後一貫してとり続けて来た民族差別政策、追放政策を、國籍を通して考察し、國際法の立場、基本的人權の立場から痛烈に批判を加えた書である。

在日韓國人、朝鮮人の人權について、又は日本社会そのものを問うて行こうとする人であれば、是非一度読んで頂きたいのである。

基本的人權は國家が最大限に保障することになっているけれど、個人個人が人權意識に目覚め、自分の人權を守らない限り、いつ奪われるか知らないのである。

自分が自分の人權を守ることにおいて、最も大事なものは參政權である。參政權とは政治に参加することである。ことばを変えて言えば、一個の人間としてその社會が認めてくれることである。

隣組において、町内のいろいろな相談があるから出席して下さいということ、しかし、あなたは外国人だから町内会費は出してもらうが、町内会の運営については意見を述べてはいけません、ということ、この兩者において、どちらが人間として理解しているだろうか。小生は今年の三月十八日から約三週間、アメリカ、カナダを訪問した時「在日韓國人、朝鮮人は今の状況で居住し続けるならば、これはまさに二一世紀の奴隷であると言わざるを得ない」と述べた。

生活の爲、日雇い人夫として苛酷な労働に従事させられ、最低の賃金にあまじなければならぬし、その代り國税は勿論、市・県民税は義務として納付しなければならないが、權利は何一つもないのである。そして、入管令の適用によって何時、強制退去されるか知らない不安定な状況である。これが奴隷でなく何であろう。しかも、民主主義國家と言われる日本における奴隷であって、人間ではないと言わざるを得ない。

このような状況から、奴隷の地位から脱却する爲、人權斗争としての「日本國籍確認訴訟」があるのであり、他方、北九州市においては長い間の研究会のあと、北九州市長に対し、參政權を含む公開質問書を提出したのである。内容は次の通りである。

一、公開質問書

北九州市長 殿

私達は北九州市に在住の在日韓國人ですが、私達は日本で生れた二世、三世、又は四〇年、五〇年この地に居住しているものであり、將來もこの日本に永住する意思を持っております。

このように長期間の定住によって地域との深いつながりがあり、日本人同様、國税及び市・県民税を義務として納めており、他方さまざまな公害も日本人と同じく被害を受けております。

戦後三〇年、日本は民主主義國家として発展し、すべて個人の基本的人權を最大限に保障すると共に、同じ地域に住む在日韓國人、朝鮮人の基本的人權の保障についても深い関心があると信じます。

私達は今日まで在日韓國人、朝鮮人の基本的人權が何ら認められていない現実をふまえ、次のような質問書を提出致します。

どうか誠意ある回答をお願いします。

(1) 在日韓国人、朝鮮人が日本に住むに至った歴史的経緯を考慮する時、日本人の責任、特に市当局の責任において、在日韓国人、朝鮮人の基本的人権の保障に対する基本的見解を明らかにして下さい。

(2) 東京都、横浜市などの都市では在日韓国人、朝鮮人に「児童手当」が支給されていますが当市では何時頃から実施致しますか。

(3) 東京都、横浜市及び多くの都市で在日韓国人、朝鮮人の公営住宅の入居資格が認められておりますが当市では何時頃から実施致しますか。

(4) 国民金融公庫からの融資が在日韓国人、朝鮮人に適用されるよう市当局が関係当事者と交渉する用意がありますか。

(5) 私達は基本的人権の最大の保障の道は参政権にあると考えております。それ故に、在日韓国人、朝鮮人に参政権を認めるべきと考えます。

特に市会議員の選挙権、被選挙権は認められるべきと考えますが、この点についての基本的見解を示して下さい。

一九七五年九月一日

在日大韓基督教小倉教会牧師

崔 昌華

在日大韓基督教折尾教会牧師

金 栄植

在日大韓基督教西南地方連合婦人会会長

辛 聖連

北九州民族文化研究会会長

李 孝公

この公開質問書は歴史的意義があり、在日韓国人、朝鮮人には忘れることの出来ない九月一日に提出したのである。

選挙権運動はまさに、アメリカにおける公民権運動に匹敵する運動として展開せねばならないのである。八月二十七日、朝日、毎日、読売、西日本の各新聞、テレビ、ラジオにおいて広く報道された。

八月二十八日、韓国日報は大きな活字でこれを報道、九月二日付東亜日報が一面にこれを記事としてあつかった。

基本的人権の最も重要な政治に参加する権利闘争が始まったのである。これは、市当局が明白に返答する権限がないということを知りつつも、あえて市長に出したことに意義がある。それは、市長を

選出した市民一人一人はこれをどう受け止め、又どのように考えるか、即ち、市民意識の問題である。

民主主義は国家から命令することなく、市民一人一人が自らの認識していること、又は考え方、要求を反映させて行かねばならないのである。

このような意味から、市民の意識の中で在日韓国人、朝鮮人の選挙権を含め、基本的人権についてどのように考えており、将来、どのようにしようと考えているかである。

北九州キリスト教協議会、都市産業伝道委員会では一泊研修までしながら、いろいろと深く討論した。九月一日午後四時、同委員会は選挙権を含めた基本的人権の保障、五項目を支持する決議を行ったのであり、十月四日の団体交渉の場において、正式に北九州市長に提出することになった。

剥奪された国籍、即ち、剥奪された居住権、参政権をとり戻すべく、法廷斗争や市民運動が始まったのである。

真の人間とは自分が他人によって尊重されたいと同じように他人を尊重することである。基本的人権とはまさにここに根ざしており、他人をより低い人間として考え、認めようとした時、自分自身も他人によってより低い人間としてしか認められないようになる。同じく、個々人は具体的にはある民族に属してこそ、その持つ豊かな人間性を発揮することが出来る。それ故、民族主体性を認めつつ、共なる共同社会を築くところに基本的人権の保障がある。

小生の著書、論文を是非参照されたい。

参考文献

① 国籍と人権 酒井書店 二、五〇〇円

② 国籍と人権問題 アジアレビュー二二号

③ 日本国籍確認訴訟の意義

―入管と縁を切りたい― 二〇〇円

朝日新聞社

台湾独立運動の林さん

東京地裁

責任をこのかゝる一層を脱してはいない。参府云々あれば「何人かは、いかに其間に困難を考へたはなし」といふ世界人權宣言を否決できやと云ふ判斷は納得できない。本人の責任を無視して困難を考へるのや。商案、協定案まで争つ

を、他の一人は空中に舞え飛ぶ。上段の左が「舞臺」で、右が「U.S.N.S.海軍本部」。この二つ、近く接する。

林義朗さんの話、全体的にみて、私共教師としては、うしろさうなことをしてない。北方領土との関係、自衛隊五十年に日本がどう

★金（キム）さんが、日本国を相手
どつて日本国籍確認の訴えを起して
からほぼ二年になる。この間、裁判
を進める会はこの裁判を記録にとど
め、また裁判の意義をより多くの人
々に訴えていくことを意図して過去
二回資料集を発行してきた。本号は
ほぼ一年ぶりに三回目の発行である。
二号から三号までに裁判の公判は三
回も開かれていたので、本来もつと
早く出すべきなのであるが、編集が
遅々として進まず、今回はその間の
状況を一括して報告する事になった。
★金さんの近況を知らせます。裁判
を始めるようになって金さんの体力
が著しく衰退している。やはり身障
の体で裁判に臨むことが精神的にも
肉体的にも大きな負担となつてい
るようである。我々は公判を小倉地裁
に移すよう引き続き働きかけていく
必要がある。例の酒の問題は、一時
鋭く対立する気配にあつて、我々も

この問題を検討してきたのであるが
現在は病院側が一応棚上げた恰好
となつてゐる。その理由は、金さん
の体力が弱まつてゐることから飲酒
もしくなくなり、看護婦とのトラブル
が少なくなつて問題が小康状態とな
つてゐるからである。しかし金さん
と看護婦との関係は依然として「冷
戦」状態にあり、いつ問題が再発し
ないとも限らないのである。

★今春、関東地区に金鐘甲さんの裁
判をすすめる会（関東グループ）が
結成された。早速本号にアピールを
いただいたのであるが、我々はこの
裁判を支える運動の輪がより大きく
なつたことで運動のさらなる前進が
かちとれるものと確信してゐる。同
グループは、毎回裁判に参加し「関
東グループ通信」を発行して積極的
な運動を展開してゐる。

★次回の公判は、七月十八日（月）
十一時福岡地裁三〇二号法廷で開か
れる。次回からは訴訟の理論的段階
に入り、日本国籍確認の法的理論が

展開される予定である。また、原告
側は今後とも補佐人だけで通すつも
りであり、理論展開は支援の人々の
意見をとりいれて行なわれる。した
がつて毎月開かれる裁判研究会は、
その理論研究と学習にあてられるの
であるが、より多くの方が参加され
貴重な意見を寄せられることを願つ
てゐる。

★左頁の会計報告のように、会計面
での困難な状態が続いてゐます。会
への参加とカンパをお願いします。
★六月十六日午後一時より被爆者孫
振斗さんの退去強制令書発付処分無
効確認訴訟公判が福岡高裁で、六月
三〇日午前九時より同じく孫振斗さ
んの原爆手帳裁判が最高裁第一小法
廷で、八月上旬に行政差別撤廃対福
岡県当局団交が行なわれる。これら
の関いにも参加と注目を訴えます。

会 計 報 告

収 入

前年度繰越金	760
入管と縁を切りたい1・2号売り上げ	153,300
カンパ	5,300
会費	9,600
計	168,960

支 出

借入金返済(2号出版時)	180,000
裁判研究会資料費	6,400
印刷費	4,200
計	190,600
1977年6月1日現在 差引残高	-21,640

入管と縁を切りたい / №3

発行日 1977年6月5日

発行所 金鐘甲さんの裁判をすすめる会

連絡先

〒100 東京都千代田区千代田 1-1-1 金鐘甲さんの裁判をすすめる会
電話 03-XXXX-XXXX